

建築改修工事特記仕様書 (令和7年改訂版)		※令和8年2月1日以降適用	
I 工事概要			
1 工事名	まちなかオフィス間仕切り改修工事		
2 工事場所	鹿角市花輪字下花輪 地内		
3 用途地域等	都市計画区域 ○内 ・外) 用途地域 (商業地域) 防火地域等 (・防火 ○準防火 ・法第 22条区域 ・指定無し) その他の地域・区域 ()		
4 主要用途	事務所		
5 敷地面積	1,501.46	m2	
6 その他の条件	垂直積雪量 (m) 風速 (Vo) ・30 ○32 ・34 地表面粗度区分 ・I ・II ○III ・IV		
7 改修内容	(対象棟、工事種別、改修部位等) ・レンタルオフィスA 1室から2室へ間仕切り改修 ・ ・ ・ ・ ・		

II 改修建築工事仕様	
1 共通仕様	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。))」、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。))」、「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) (以下、「解体共通仕様書」という。))」及び「建築工事標準詳細図(令和4年版)以下、「標準詳細図」という。」による。</p> <p>2 特記仕様書の適用等</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の () 内表示番号は改修標準仕様書、< >内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。</p> <p>3 特記仕様書の範囲</p> <p>特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の○印のものを適用する。 ・建築工事特記仕様書 ・電気設備工事特記仕様書 ・機械設備工事特記仕様書</p>

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	建築工事監督実施要領(秋田県建設交通部監修)(平成16年版) 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理(施工計画書作成要領)(一般社団法人公共建築協会)(令和5年版) 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
	2 工事実績情報システム(CORINS)への登録	登録する (1. 1. 4)
	3 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	※ 受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)を活用し、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要領」及び「秋田県建設キャリアアップシステムに関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。 ※ 本工事はCCUS活用にかかる費用として、共通仮設費にカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)を以下のとおり当初数量で計上している。 工期()ヶ月×1,000円(税抜)÷月=()円(税抜)
	4 工事の余裕期間	・発注者指定方式 ・任意着手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
	5 技術者の専任	※ 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・ 契約締結後、年月日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
⑥ 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。	
7 概成工期	工事期間より()日前 (1. 2. 1)	
8 女性技術者活躍モデル工事の対象	<p>・発注者指定型</p> <p>(1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (2) 快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>※受注者希望型</p> <p>(1) 本工事は秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者費用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。</p>	

章	項目	特記事項																								
9	電気保安技術者	配置する (1. 3. 3)																								
⑩	週休2日制工事の対象	本工事は、「鹿角市週休2日制工事実施要綱」に基づいて実施する。 ※完全週休2日(土日)工事 ○月単位の週休2日工事																								
11	施工条件	<p>関連工事による施工時期の調整 ・有(内容:) ・無(1. 3. 5)</p> <p>施工時期・時間の制限 ※指定しない ・</p> <p>部位別施工順序 ※指定しない ・図示による</p> <p>工事用車両の駐車場所 ・有(図示) ・無</p> <p>資機材置場所 ・有(図示) ・無</p> <p>関係機関等との協議の未成立事項 ・有(内容:) ・無</p> <p>関係機関等との協議結果 ・有(内容:) ・無</p>																								
⑫	施工中の環境保全等	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年建設省告示第1536号)」に基づき、指定された建設機械を使用する。(1. 3. 11) ※「建設機械に関する技術指針(平成3年建設省通知第247号)」に基づき、指定された排吐ガス対策型建設機械を使用する。(1. 3. 11)																								
⑬	発生材の処理等	特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設名・住所・搬出距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記以外全て</td> <td>(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km)	コンクリート塊	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)	アスファルト塊		建設発生木材	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)	種類	処分施設名・住所・搬出距離(km)	上記以外全て	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)												
種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km)																									
コンクリート塊	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)																									
アスファルト塊																										
建設発生木材	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)																									
種類	処分施設名・住所・搬出距離(km)																									
上記以外全て	(有)鹿角産業廃棄物処理センター 八幡平字清水又17 (13.1km)																									
		<p>引き渡しを要するもの 現場再利用発生材 ・有() ・無(1. 3. 12)</p> <p>特別管理産業廃棄物 ・有() ・無</p> <p>石綿含有建材 ・有() ・無</p> <p>受入施設名 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川)、 km</p> <p>飛散性石綿の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>非飛散性石綿成形板の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>PCB含有製品の処理</p> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有機器 ・有() ・無</p> <p>有の場合、PCBを含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。</p> <p>PCB含有シーリング材 ・有() ・無 ・不明(含有分析検査を行う)</p> <p>CCA処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当</p> <p>次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分を要する施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・CCA処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石膏混入石膏ボード</td> <td>※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (小名浜吉野石膏製いわき工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 昭和48年3月～平成9年4月に製造) km</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム混入石膏ボード</td> <td>※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (日東石膏ボード㈱八戸工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 平成4年10月～平成9年4月に製造) km</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)(平成24年3月国土交通省)</p> <p>建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)の利用 ※適用する ・適用しない</p> <p>搬入する建設資材 (1. 3. 12)</p> <p>本工事は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。</p> <p>また、その内容を説明のうえ、工事現場の見やすい場所に掲示する。 加えて、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」)により速やかに搬入元を受領書を交付するものとする。</p> <p>次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 体積が500m³以上である土砂 重量が500t以上である砕石 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物 重量が50t以上であるコンクリート 重量が50t以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材 重量が10t以上である木材 重量が0.1t以上である塩化ビニル管・継手 重量が0.1t以上である石膏ボード 	室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他					室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他					種類	処分を要する施設名	・CCA処理木材		・石膏混入石膏ボード	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (小名浜吉野石膏製いわき工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 昭和48年3月～平成9年4月に製造) km	・カドミウム混入石膏ボード	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (日東石膏ボード㈱八戸工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 平成4年10月～平成9年4月に製造) km
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																							
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																							
種類	処分を要する施設名																									
・CCA処理木材																										
・石膏混入石膏ボード	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (小名浜吉野石膏製いわき工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 昭和48年3月～平成9年4月に製造) km																									
・カドミウム混入石膏ボード	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること (日東石膏ボード㈱八戸工場 ・秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川) 平成4年10月～平成9年4月に製造) km																									
14	交通安全管理	<p>交通安全誘導員 ・配置する(・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務・任意)()ヶ月×()人</p> <p>・配置しない</p> <p>特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)及び秋田県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。</p>																								
⑮	事故報告	工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。(1. 3. 10)																								
16	既存部分等への処理	既存部分の養生 ・必要(養生部分) ・必要なし(1. 3. 13)																								
⑰	建築材料等	※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1 JIS及びJASマーク表示のある材料 2 エコマーク認定製品(「公財」日本環境協会) 3 秋田県認定リサイクル製品 4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)(「一社」公共建築協会)(以下「評価名簿」という。)に記載の製品 5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 ①品質及び性能に関する試験データが整備していること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書等の写し等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。																								
⑱	化学物質を放散する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。(1. 4. 1) (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料(設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用するものとする。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料																								

章	項目	特記事項											
		<p>搬出する建設資材 (1. 3. 12)</p> <p>本工事は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生土を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。 また、その内容を説明のうえ、工事現場の見やすい場所へ掲示する。 加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合は、以下の各項目に関しても実施するものとする。</p> <p>(1) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続き状況」及び「建設発生土の搬出先における盛り規制法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の添付資料とし監督職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見やすい場所へ掲示しなければならない。確認結果表作成に当たった際の解説及び様式については、秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について」によるものとする。 (2) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)に関する内容を所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書」)により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。 (3) 建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」)により速やかに搬出先を受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後5年間保存するものとする。</p>											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 体積が500m³以上である建設発生土</td> </tr> <tr> <td>2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの</td> </tr> <tr> <td>3 重量が0.3t以上である建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>4 重量が0.3t以上である建設混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td>5 重量が0.1t以上である金属くず</td> </tr> <tr> <td>6 重量が0.1t以上である塩化ビニル管・継手</td> </tr> <tr> <td>7 重量が0.1t以上である廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>8 重量が0.1t以上である紙くず</td> </tr> <tr> <td>9 重量が0.1t以上である廃石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>10 重量が0.1t以上である石綿</td> </tr> </tbody> </table> <p>「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事 (1. 3. 11) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存するものとする。 産業廃棄物税 本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする。</p>	次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事	1 体積が500m ³ 以上である建設発生土	2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの	3 重量が0.3t以上である建設汚泥	4 重量が0.3t以上である建設混合廃棄物	5 重量が0.1t以上である金属くず	6 重量が0.1t以上である塩化ビニル管・継手	7 重量が0.1t以上である廃プラスチック	8 重量が0.1t以上である紙くず	9 重量が0.1t以上である廃石膏ボード	10 重量が0.1t以上である石綿
次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事													
1 体積が500m ³ 以上である建設発生土													
2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの													
3 重量が0.3t以上である建設汚泥													
4 重量が0.3t以上である建設混合廃棄物													
5 重量が0.1t以上である金属くず													
6 重量が0.1t以上である塩化ビニル管・継手													
7 重量が0.1t以上である廃プラスチック													
8 重量が0.1t以上である紙くず													
9 重量が0.1t以上である廃石膏ボード													
10 重量が0.1t以上である石綿													
24	交通安全管理	交通安全誘導員 ・配置する(・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務・任意)()ヶ月×()人											
⑮	事故報告	工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。(1. 3. 10)											
16	既存部分等への処理	既存部分の養生 ・必要(養生部分) ・必要なし(1. 3. 13)											
⑰	建築材料等	※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1 JIS及びJASマーク表示のある材料 2 エコマーク認定製品(「公財」日本環境協会) 3 秋田県認定リサイクル製品 4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)(「一社」公共建築協会)(以下「評価名簿」という。)に記載の製品 5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 ①品質及び性能に関する試験データが整備していること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書等の写し等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。											
⑱	化学物質を放散する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。(1. 4. 1) (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料(設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用するものとする。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料											

章	項目	特記事項										
19	特別な材料の工法	②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。										
20	施工数量調査	<p>施工数量調査 (1. 6. 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査範囲</th> <th>調査方法</th> <th>成果品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。(1. 6. 3)</p>	調査項目	調査範囲	調査方法	成果品						
調査項目	調査範囲	調査方法	成果品									
21	技能士	<p>適用職種(一級、単一等級の職種作業)</p> <p>とび(・とび作業) 鉄筋施工(・鉄筋組立作業) コンクリート圧送施工(・コンクリート圧送工事作業) 型枠施工(・型枠工事作業) 鉄骨(・構造物鉄工作業) ブロック建築(・コンクリートブロック工作業) ALCパネル施工(・ALCパネル工作業) 防水施工(・アスファルト防水工作業・ウレタンゴム系塗膜防水工作業・アクリルゴム系塗膜防水工作業・合成ゴムシート防水工作業・塩化ビニルシート防水工作業・セメント系防水工作業・シーリング防水工作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工作業・FRP防水工作業・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工作業) 石材施工(・石張り作業) タイル張り(・タイル張り作業) 建築大工(・大工工作業) 建築板金(・内外装板金作業) 左官(・左官作業) 内装仕上げ施工(・鋼製下地工作業) サッシ施工(・ビル用サッシ工作業) 自動ドア施工(・自動ドア施工) ガラス施工(・ガラス工作業) カーテンウォール施工(・金属製カーテンウォール工作業) 塗装(・建築塗装作業) 内装仕上げ施工(・プラスチック系床仕上げ工作業・カーペット系床仕上げ工作業・木質系床仕上げ工作業・ボード仕上げ工作業) 表装(・壁装作業) 熱絶縁施工(・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工作業) 内装仕上げ施工(・カーテン工作業) 路面標示施工(・溶融ペイントハンドマーカ工作業・加熱ペイントマシンマーカ工作業) 造園(・造園工作業)</p>										
22	見本施工	仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施 (1. 7. 5) 実施する部位:										
23	化学物質の濃度測定	<p>次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。(1. 7. 9)</p> <p>・測定対象化合物:ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン</p> <p>・測定対象室:測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等(改修工事においては、内装改修等を行った室に限る)とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。</p> <p>・測定箇所数:測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びステレンの濃度を同時に測定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室の床面積A(m²)</th> <th>A≤50</th> <th>50<A≤200</th> <th>200<A≤500</th> <th>500<A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定箇所数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>・測定方法:測定は、パップ型採取器を用いる。採取機器、及び採取要領については監督職員の指示による。</p>	室の床面積A(m ²)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A	測定箇所数	1	2	3	4
室の床面積A(m ²)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A								
測定箇所数	1	2	3	4								
24	技術検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>中間検査の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (1. 8. 2)	回数	中間検査の時期	第1回		第2回					
回数	中間検査の時期											
第1回												
第2回												
⑳	完成図書等	<p>完成検査後に、次の完成図書等を速やかに監督職員へ提出する。(1. 9. 1)</p> <p>部数仕様 製本1部 A4版</p> <p>綴じこむもの (1) 完成図書(意匠図及び構造図) (2) 完成図及び施工図(原寸)二つ折りに製本したもの (3) 構造計算書 (4) 安全に関する資料 (5) 電子納品対象工事については電子媒体 (6) その他監督職員の指示するもの</p> <p>添付するもの A3版縮小図(配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図)とする。</p>										
㉑	電子納品等	<p>電子媒体(監督職員提出用) 提出部数:()部</p> <p>電子媒体に格納するもの 完成写真(外観図5枚程度 内観図5枚程度) 工事概要ファイル 各種工事関係資料</p> <p>受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 完成図書は、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(営繕工事編)」、営繕工事電子納品要領【令和4年改定】及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」(以下、「要領等」という。)に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のための、工事諸元情報の提供に協力すること。</p>										
27	設備工事との取合い	<p>施工範囲 建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表(図示)による。 施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。</p>										
㉒	契約不適合点検	※適用する ・適用しない 契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。										
29	環境への配慮	受注者は監督職員と協議を行い、県定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。										

TITLE	まちなかオフィス間仕切り改修工事
-------	------------------

鹿角市 KAZUNO CITY	〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL.0186-30-0203(代)
--------------------	--

DATE	DESIGN	DRAW	級建築士 登録 第 号
R 8. 4			

DRAWING TITLE	NO.
建築改修工事 特記仕様書(1) SCALE	A - 01

章	項目	特記事項																		
30	快適トイレ導入対象	(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、清算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1基ずつ 2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。																		
①	法定外の労災保険	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																		
32	地下埋設物の損傷事故防止について	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)(令和7年2月)秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 ・ 本工事と近接する地下埋設物は以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>地下埋設物の種類</th><th>管理者</th><th>条件等</th><th>貸与する資料</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料														
地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料																	
33	架空線等上空施設の損傷事故防止について	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)(令和7年2月)秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 ・ 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>施設の種類</th><th>所有者</th><th>条件等</th><th>貸与する資料</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料														
施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料																	
34	情報共有システムの活用	※ 本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。 ・ 発注者指定型 (1) 本工事は、情報共有システム活用の対象として発注者が指定する工事である。 (2) 情報共有システムの活用に必要な費用は共通仮設費に計上している。 ※ 受注者希望型 (1) 本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。 (2) 情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。 (3) 情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。																		
②	仮設工事	1 仮囲い 設ける(位置、延長等は図示) ・ 万能鋼板 (H=) ・ 波板鉄板 (H=) ・ 単管シート (H=) ・ シートゲート (H=、W=) × カ所 2 騒音・粉じん等の対策 防音パネル、防音シート ・ 設ける(位置、延長等は図示による) (2.1.3) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・ 図示による (2.2.1) ③ 足場等 内部足場 脚立、足場板等 外部足場 ※ 枠組足場(※手すり先行工法 ・ その他) (2.2.1) ・ くさび緊結式足場(※手すり先行工法 ・ その他) 設置範囲(・ 図示による) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場によるものとする。 防護シート ※ 設ける(設置範囲) ・ 図示による ・ 設けない 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 C種: 利用可能なエレベーター ・ 図示による D種: 利用可能な階段 ・ 図示による ④ 既存部分の養生 既存部分の養生 ※ ビニールシート等 (2.3.1) 既存家具等の養生 ※ ビニールシート等 備品、机・ロッカー等の移動 ・ 行う(図示) ※ 行わない 既存フラインド、カーテン等養生及び保管場所 ・ 養生を行う(養生の方法: 保管場所:) ・ 養生を行わない 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れがある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行うものとする。 5 仮設間仕切り 仮設間仕切り ・ 設ける ・ A種 ・ B種 ※ C種 (詳細は図示による) (2.3.2) 仮設扉 ・ 設ける ※ 合板張り木製扉 (詳細は図示による) 6 監督職員事務所等 規模: ・ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度 ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度 (2.4.1) ・ 受注者事務所の中に監督職員用スペース()㎡程度確保する。 備品: 机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保管箱、安全带、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの。縮小製本図を備える場合は()部 7 工事用水及び電力 工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ・ 利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ・ 利用できない ⑧ 工事表示板の設置 監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。 表示時期は、工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">建築工事の表示</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事名称</td><td>まちなかオフィス間仕切り改修工事</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>レンタルオフィス1間仕切り改修工事1式</td></tr><tr><td>工事期間</td><td>令和年月日～令和年月日</td></tr><tr><td>建築主</td><td>鹿角市長 笹本 真明</td></tr><tr><td>設計者</td><td>中西建築設計事務所</td></tr><tr><td>工事監理者</td><td>(外注委託の場合に記入)</td></tr><tr><td>工事監督者</td><td></td></tr><tr><td>工事施工者</td><td></td></tr></tbody></table> 注1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号1GY7.5/8とし黒文字(角ゴシック)で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※ 1号(横180cm×縦90cm) ・ 2号(横240cm×縦120cm) ・ 3号(横360cm×縦180cm) ・ その他() ※ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出(通知)済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。	建築工事の表示		工事名称	まちなかオフィス間仕切り改修工事	構造・規模	レンタルオフィス1間仕切り改修工事1式	工事期間	令和年月日～令和年月日	建築主	鹿角市長 笹本 真明	設計者	中西建築設計事務所	工事監理者	(外注委託の場合に記入)	工事監督者		工事施工者	
建築工事の表示																				
工事名称	まちなかオフィス間仕切り改修工事																			
構造・規模	レンタルオフィス1間仕切り改修工事1式																			
工事期間	令和年月日～令和年月日																			
建築主	鹿角市長 笹本 真明																			
設計者	中西建築設計事務所																			
工事監理者	(外注委託の場合に記入)																			
工事監督者																				
工事施工者																				

章	項目	特記事項																									
9	工事概要の表示	表示する 建物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。 (サイズ1,800mm×900mm カラーコピーラミネート加工程度)																									
10	建設発生土の処理	本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。 ・ 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議する。 建設発生土量 () m ³ 発生場所 () 搬出先、距離 (km) 受入条件 () ・ 構外指示の場所に搬出する。 ・ 構内指示の場所にたい積する。 ・ 構内指示の場所に敷きならす。																									
3	防水改修工事	1 降雨等に対する養生方法 (3.1.3) 2 既存防水層の処理 既存保護層の撤去 ・ 行う(範囲・図示による) (3.2.3) 既存防水層の撤去 ・ 行う(範囲・図示による) (3.2.4) 改修用ドレン ・ 設ける(POAS, POAS1, POD, POD1, POS, POS1, POX工法の場合) (3.2.5) 既存下地の補修及び処置 ※ 図示による (3.2.6) 補修箇所の形状、長さ、数量等 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・ 行う(・ M4AS ・ M4AS1 ・ M4C ・ M4D1 ・ L4X) 既存保護層の補修及び処置 (POS工法及びPOSI工法(機械的固定工法)) ・ 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立ち上り部等の補修及び処置 ※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(f)(g)①～③による ・ 図示による 3 アスファルト防水 屋根保護防水 防水層の種類 (3.1.4)(3.2.2～5) <table border="1"><thead><tr><th>改修工法</th><th>新設種別</th><th>施工箇所</th><th>断熱材</th><th>絶縁用シート</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ P2A</td><td>・ A-1 ・ A-2 ・ A-3</td><td></td><td></td><td>※ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上</td></tr><tr><td>・ PIB</td><td>・ B-1 ・ B-2 ・ B-3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ P2A1</td><td>・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3</td><td></td><td>(材質) ※ JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種BA (スキ層付き) (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm</td><td>※ フラットヤーンクロス 70g/㎡程度</td></tr><tr><td>・ PIB1</td><td>・ BI-1 ・ BI-2</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による 平場の保護コンクリート厚さ (3.3.5) ・ こて仕上げ ※ 水下 80mm以上 ・ 床タイル張り等の仕上げ ※ 水下 60mm以上 押え金物の材質及び形状寸法 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) (3.3.2) 立上り部の保護 (3.3.2)(3.3.5) ・ 乾式保護材 () ・ れんが (・ 普通れんが ・ 化粧れんが) ・ コンクリート (・ 工法) ・ モルタル押え (屋内) コンクリートの仕上りの平たんさ (3.3.5) 種別 (・ 種: 改修標準仕様書8.1.5による) 屋上排水溝 ・ 適用する(施工範囲 図示による) (3.3.5) 屋根露出防水 防水層の種類 改修工法 新設種別 施工箇所 断熱材 仕上塗料 備考 種類 使用量 備考 ・ M4C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4 ・ M3D ・ D-1 ・ POD ・ D-2 ・ D-3 ・ D-4 ・ POD1 ・ DI-1 ・ M3D1 ・ DI-2 ・ M4D1 (9)による(種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 脱気装置の種類及び設置数量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の指定による ・ 屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材ルーフレンドリ回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示による 屋内防水 防水層の種類 改修工法 新設種別 施工箇所 備考 ・ PIE ・ E-1 保護層 ・ P2E ・ E-2 設ける ・ E-1の工程 3を行う部位 (・ ※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)	改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	・ P2A	・ A-1 ・ A-2 ・ A-3			※ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上	・ PIB	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3				・ P2A1	・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3		(材質) ※ JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種BA (スキ層付き) (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm	※ フラットヤーンクロス 70g/㎡程度	・ PIB1	・ BI-1 ・ BI-2			
改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート																							
・ P2A	・ A-1 ・ A-2 ・ A-3			※ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上																							
・ PIB	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3																										
・ P2A1	・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3		(材質) ※ JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種BA (スキ層付き) (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm	※ フラットヤーンクロス 70g/㎡程度																							
・ PIB1	・ BI-1 ・ BI-2																										

章	項目	特記事項
4	改質アスファルトシート防水	押え金物の材質及び形状寸法 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) 程度 屋上排水溝 ・ 適用する(施工範囲 図示による) 防水層の種類 (3.1.4)(3.4.2,3) 改修工法 新設種別 施工箇所 断熱材 仕上塗料 備考 種類 使用量 備考 ・ M4AS ・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2 ・ M3AS ・ AS-T3 ・ POAS ・ AS-T4 ・ AS-J1 ・ AS-J3 (POAS工法のみ) ・ M4AS1 ・ ASI-T1 ・ M3AS1 ・ ASI-J1 ・ POAS1 改修標準仕様書3.4.2(3)(f)による(種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm 脱気装置 ・ 設ける 改修用ドレン ・ 設ける 防水層の種類 (3.1.4)(3.5.2～4) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類並びに厚さ ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による 屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類並びに設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の指定による 押え金物の材質及び形状寸法 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) 程度 (3.4.2) 防水層の種類 (3.1.4)(3.5.2～4) 改修工法 新設種別 施工箇所 断熱材 仕上塗料 備考 種類 使用量 備考 ・ POS ・ S-F1 ・ S4S ・ S-F2 ・ S-M1 ・ S-M2 ・ S3S ・ S-F1 ・ S-F2 ・ PC下地 ・ M4S ・ S-M1 ・ S-M2 ・ POS1 ・ SI-F1 ・ S3S1 ・ PC下地 ・ S4S1 ・ SI-F2 ・ M4S1 ・ PC下地 ・ SI-M1 ・ SI-M2 改修標準仕様書3.5.2(3)(f)による(種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm 改修標準仕様書3.5.2(3)(f)(a)による(種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm S-F1, S-M1, S-F2, S-M2の仕様 ※ 非歩行仕様 ・ 軽歩行仕様 SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム ・ 設置する 屋内防水 防水層の種類 種別 施工箇所 保護層 塗り厚さ 工法 保護モルタル塗り厚さ ・ S-C1 ・ ・ 床塗り工法 ※ 7mm以下 ・ 地下モルタル塗り ・ 床塗りの場合の床の目地 目地割り ・ ※ 2㎡程度 最大目地間隔3m程度 目地の種類 ・ ※ 押し目地 ルーフィングシートの種類及び厚さ ※ 改修標準仕様書3.5.1から表3.5.3による 絶縁シートの材質 ・ ※ 発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状 ※ 厚さ 0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの 脱気装置の種類及び設置数量 ※ ルーフィングシート製造所の指定による ・ 接着工法の目地処理 PC下地の場合 () PCコンクリート部材の入隅部の増張り(種別S-F1, SI-F1の場合) ・ 行う(・ 図示による) () 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張り付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 6 塗膜防水 防水層の種類 (3.6.2,3) 改修工法 新設種別 施工箇所 仕上塗料 備考 種類 使用量 備考 ・ POX ※ X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H ・ L4X ※ X-2 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H 脱気装置 ・ 設ける 製造所の仕様による 製造所の仕様による 改修用ドレン ・ 設ける 脱気装置 ・ 設ける DATE R 8. 4 DESIGN DRAW 級建築士 登録 第 号 4 外壁改修工事(共通事項) 4 外壁改修工事(コンクリート打直し仕上り)

章	項目	特記事項																																			
⑦	シーリング	ウレタンゴム系塗膜防水 X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量 ※ 主材料製造所の指定による 防水層の種類 (3.6.2,3) 改修工法 新設種別 施工箇所 工程数及び各工程の使用量 保護層 ・ PIY ※ Y-2 ・ P2Y ※ Y-2 シーリング改修工法の種類 (3.7.2,3,7.8) ・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ポンドブレイカー張り ・ 適用する エッジング材張り ・ 適用する シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書3.7.11による <table border="1"><thead><tr><th>施工箇所</th><th>シーリング材の種類(記号)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> シーリング材の目寸法 ※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による シーリング材の試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 8 とい といその他の材種 (3.8.2,3) ・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ ルーフドレン ・ 表面処理鋼板 (表面処理鋼板の場合、表面及び表面の塗膜の種類) ルーフレンドリ材種その他 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>材種</th><th>張掛け幅</th></tr></thead><tbody><tr><td>ろく屋根用(・ 縦型 ・ 横型) ・</td><td></td><td>・ 100mm以上 ・ 50mm以上</td></tr><tr><td>バルコニー用 ・</td><td></td><td>・ 100mm以上 ・ 50mm以上</td></tr><tr><td>バルコニー中継用 ・</td><td></td><td>・ 100mm以上 ・ 50mm以上</td></tr></tbody></table> とい受け金物及び足金物 材種及び形状 ・ ※ 改修仕様表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域の軒どりの取付間隔 ・ 適用する 防露材のホルムアルデヒドの放散量 ※ F☆☆☆☆ 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※ 図示による 鋼管製といの防露巻き ・ ※ 改修仕様表3.8.4による たてとい受け金物の取付け ※ 図示による ルーフレンドリの取付け ・ ※ 改修仕様表3.8.3(6)による 9 アルミニウム製窓木 種類 ・ オープン形式(・ 押出 250形 ・ 押出 300形 ・ 押出 350形) (3.9.2,3) ・ 板材折曲げ形(・ オープン形式 ・ シール形式) 本体幅 () mm 板厚 (※ 2.0mm ・ mm) 表面処理 種別 () 種 既存窓木等の撤去 ・ 行う(範囲 図示による) 下地補修の工法 ※ 図示による 板材折曲げ形窓木の取付方法 ※ 図示による 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法等 ※ 図示による 10 施工機 屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工書を監督職員の指示する位置に取り付ける。 <table border="1"><thead><tr><th>仕 種</th></tr></thead><tbody><tr><td>完成年月日</td></tr><tr><td>施 工 者</td></tr></tbody></table> 施工書は、縦85mm、横125mm 程度とする。 4 外壁改修工事(共通事項) 4 外壁改修工事(コンクリート打直し仕上り) 1 施工数量調査 外壁改修工事の数量調査 調査範囲 ・ 図示による (1.6.2) 調査内容 ・ ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無等を調査する。 ・ モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部を表面に表示し、また、欠損部の形状寸法等を調査する。 ・ コンクリート表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。 ・ 塗り上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。 ・ その他、監督職員と協議による。 調査報告書 提出部数 ・ 2部 ・ () 1 ひび割れ部改修工法 樹脂注入工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.2.4～7) <table border="1"><thead><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅(mm)</th><th>注入間隔(mm)</th><th>注入量(mL/m)</th></tr></thead><tbody><tr><td>※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>・ 0.2以上～1.0以下</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・ 手動式エポキシ樹脂注入工法</td><td>・</td><td>※ 200～300</td><td>・</td></tr><tr><td>・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></tbody></table> エポキシ樹脂 ・ 低粘度形 ・ 中粘度形 注入状況の確認方法 ・ ※ コアの抜き取りを行う 抜き取り回数 ・ ※ 長さ500mmごと及びその端数につき1個 抜き取り部の補修方法 ※ 図示による U カットシール材充填工法 ・ シーリング材 ※ 1成分形又は 2成分形ポリウレタン系 シーリング材の場合、ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・	施工箇所	シーリング材の種類(記号)			種別	材種	張掛け幅	ろく屋根用(・ 縦型 ・ 横型) ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上	バルコニー用 ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上	バルコニー中継用 ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上	仕 種	完成年月日	施 工 者	工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量(mL/m)	※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下	・	・	・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	・	※ 200～300	・	・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	・	・	・
施工箇所	シーリング材の種類(記号)																																				
種別	材種	張掛け幅																																			
ろく屋根用(・ 縦型 ・ 横型) ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上																																			
バルコニー用 ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上																																			
バルコニー中継用 ・		・ 100mm以上 ・ 50mm以上																																			
仕 種																																					
完成年月日																																					
施 工 者																																					
工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量(mL/m)																																		
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下	・	・																																		
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	・	※ 200～300	・																																		
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	・	・	・																																		

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 2 欠損部改修工法, 4 外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁改修), 2 欠損部改修工法, 3 浮き部改修工法, 4 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修), 2 欠損部改修工法, 4 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修), 2 欠損部改修工法.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 3 浮き部改修工法, 4 目地改修工法, 5 タイルの形状、寸法, 4 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修), 2 下地調整塗材, 3 仕上げ塗材仕上げ.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 4 マステック塗材塗り, 5 外壁用塗膜防水材塗り, ①改修工法, 2 防火戸, 3 見本の製作等, 4 防犯建物部品, 5 7%以上製建具, 6 網戸等, 7 樹脂製建具, 8 鋼製建具, 9 鋼製軽量建具.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 10 ステンレス製建具, 11 木製建具, 12 建具用金物, 13 自動ドア開閉装置, 14 自閉式上吊り引戸装置, 15 重量シャッター, 16 軽量シャッター.




章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
17	オーバーヘッドドア	(5.13. 2~3) セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラストタイプ	4	木下地等の表面仕上げ	(6. 5. 1) 表面仕上げの種類 機械加工 手加工	8	合板等	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 普通合板	12	軽量鉄骨壁下地	・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示による 補強方法 ※図示による スタッド、ランナーの種類 ※改修標準仕様書表6. 7. 1)によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ スタッドの高さが5. 0mを超える場合 ※図示による 出入口及びこれに準じる開口部の補強 ※改修仕様6. 7. 4(5)による
18	ガラス	フロート板ガラス (5.14. 2~4) 品種及び厚さの呼びによる種類 型ガラス 厚さによる種類 網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類 形状による種類 落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類 強化ガラス 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類 熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類及び厚さによる種類 性能による種類 複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ 断熱性による区分 日射取得性、日射遮蔽生による区分 乾燥気体の種類 熱線反射ガラス 板ガラスによる種類及び厚さによる種類 日射遮へい性による区分 耐久性による区分 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ガラス留め材及び溝の大きさ	5	製材	・ 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 ・ 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材 ・ 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 ・ 「製材の日本農林規格」以外の製材	9	接合具等	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 「集材材の日本農林規格」による造作用集材材	13	ビニル床シート	(6. 8. 2, 3) 種類の記号 ※ FS 色柄 特殊機能 厚さ (mm) 備考
19	ガラスブロック積み	(5.14. 5) 表面形状 呼び寸法 厚さ 色調 目地幅 (mm) 伸縮調整目地 (mm)	6	造作用集材材	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材	10	防腐、防蟻、防虫処理	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材	14	ビニル床タイル張り	(6. 8. 2, 3) 種類の記号 ※ TT ・ FT ※ KT ・ FOA ・ FOB 色柄 寸法 (mm) 特殊機能 厚さ (mm) 備考
⑥	内装改修工事	1 改修範囲 2 既存床の撤去及び下地補強 3 既存壁の撤去並びに下地補強	7	造作用単板積層材	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材	11	軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内 屋外 工法 野縁受、吊りボルトおよびインサートの間隔 周辺部の端からの間隔 野縁の間隔 インサート 既存埋込インサート あと施工アンカーの確認試験 行う (試験箇所数 箇所 確認強度 N ※吊りボルト受け等の間隔が 900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/m ² 以内の天井の場合は400N程度) ・ 行わない ・ 吊りボルトの間隔が 900mmを超える場合 ・ 天井のふとところが1. 5m以上3. 0mの場合 ・ 天井のふとところが3mを超える場合	15	ビニル幅木	(6. 8. 2) 材質の種類 厚さ (mm) 高さ (mm) 種類 色柄 厚さ (mm) 寸法 (mm) 色柄 (・ ※模様のない無地) バイル糸の種類等 帯電性 織じゅうたんの接合方法 下敷き材 タフテッドカーペット
									16	ゴム床タイル張り	(6. 8. 2, 3) 種類 色柄 厚さ (mm) 寸法 (mm) 色柄 (・ ※模様のない無地) バイル糸の種類等 帯電性 織じゅうたんの接合方法 下敷き材 タフテッドカーペット
									17	カーペット敷き	(6. 9. 2, 3) 織り方 ・ ウィルトンカーペット ・ ダブルフェースカーペット ・ アキスミンスターカーペット バイル形状 ・ カットバイル ・ ループバイル ・ カット、ループ併用 バイル長さ (mm) 工法 帯電性 備考
									18	合成樹脂塗床	(6. 10. 2, 3) 種類 厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床) 厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床) 薄塗型塗床材 塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																												
19	フローリング張り	(6.11.2~6) 種類 ・ フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等 複合フローリング 工法 ・ 釘留め工法 (根本張り) ・ 釘留め工法 (直張り) ・ 接着工法 樹種 ※ なら 改修標準仕様書 表6.11.2、表6.11.4、 表6.11.5の ・ A種 ・ B種 ・ C種による	22	壁紙張り	ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (6.14. 2、3) 壁紙の種類 紙 繊維 塩化ビニル プラスチック 無機質 その他 防火性能 ・ 準不燃 ・ 難燃 ※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ※ 不燃	23	モルタル塗り	モルタル ・ 現場調査材料 (6.15.3、5、6) ・ セメントは改修特記仕様書8-2 コンクリート工事による 既調合材料 () 既製目地材 ・ 設ける 施工箇所 () 形状 (※ 図示) 床目地 ・ 設ける (目地の種類) ※ 押し目地 (目地割り) ※ 2m程度 (最大目地間隔) ※ 3m程度	24	タイル張り	伸縮調整目地の位置 (6.16. 2~4) 床タイル (※ 縦、横とも4m以内ごと) 図示による) 床タイル以外 (・ 図示による) 伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書 3章による セメントモルタルによるタイル (セラミックタイル) 張り タイルの形状、寸法	25	セルフレベリング材塗り	種類及び品質 ・ セメント系 (6.17. 2、3) 標準塗厚 (mm)	26	1 材料	屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (7.1. 3) 防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。(箇所 :) 次: 箇所を除き防火材料とする。(箇所 :)	27	2 下地調整	塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2. 1~7) ※ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ・ 図示による 既存錆止め塗料の鉛含有調査 ・ 行う (箇所)	28	3 素地ごしらえ	(7.3. 2~7) 下地面等 木部 不透明塗料塗りの場合 ※ A種 ・ B種 透明塗料塗りの場合 ※ A種 ※ B種 鉄鋼面 (DP以外) ・ A種 ・ B種 ※ C種 鉄鋼面 (DP) ・ A種 ※ B種 ・ C種 垂鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 モルタル面及びせつこうプラスター面 ・ A種 ※ B種 コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面 ・ A種 ※ B種 押出成形セメント板面及びコンクリート面 (DP) ・ A種 ・ B種 コンクリート面 (DPのみ) ・ A種 ※ B種 せつこうボード面及びその他ボード面 目地: 継目処理工法 ※ A種 ・ B種 目地: 継目処理工法以外 ・ A種 ※ B種	29	4 錆止め塗料塗り	(7.3. 2、3) 素地面 鉄鋼面 SOP 塗替え A種 ※ C種 工程の種別 表7.4.3 新規見え掛り A種 ※ A種 EP-G 塗替え ・ A種 ※ B種 ※ C種 工程の種別 表7.4.3 新規見え掛り ・ A種 ※ B種 ※ A種 DP 塗替え 7.4.2(1)(f) ・ B種 (下地調整RB) (b)による ・ C種 (下地調整RC)	30	1 適用範囲	改修標準仕様書 ・ 8章 耐震改修工事 ・ 8章 耐震改修工事以外の改修工事で、 8章を引用している部分 工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 連続繊維補強工事 ・ 耐震スリット新設工事 ・ 耐震改修工事 ・ 制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事	31	2 既存部分の撤去等	既存構造体の撤去 (8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.24.4)(8.25.2) 撤去範囲 ・ 図示による () はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 ・ 図示による () 既存構造体コンクリートの目荒らしの程度及び範囲 (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) ・ 既存柱、梁面 打継ぎ面の15~30%程度に、平均深さ2~5mm (最大7mm) 程度の凹凸を全体にわたってつける ・ 既存壁 打継ぎ面の10~15%程度に、平均深さ2~5mm (最大7mm) 程度の凹凸を全体にわたってつける 既存杭の撤去等 (8.28. 2) ・ 撤去範囲及び方法 ・ 図示による () ・ 杭頭部の処理 ・ 図示による () ・ 既存杭の補強 ・ 図示による () ・ 既存杭の健全性を確認する試験 ・ 行う ・ 図示による ()	32	1 鉄筋の種類	(8.2. 1) 種類の記号 呼び径 (mm) 備考 ・ S295 ・ S345	33	2 溶接金網	(8.2. 2) 形状等 種類 種類の記号 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm) 使用部位 ・ 溶接金網 ・ 鉄筋格子	34	3 鉄筋の継手及び定着	継手方法 (8.3. 4)(8.4. 2、3) 適用箇所 継手方法 呼び径 (mm) ・ 柱、梁の主筋 ・ ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手	35	1 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度	・ 普通コンクリート (8.1. 3、4)(8.2. 5)(8.9. 2) 設計基準強度 Fc (N/mm ²) 気乾単位容積質量 (t/m ³) スランブ (cm) 適用箇所 ・ 24 ・ 2.3程度	36	2 コンクリートの種別	種別 (8.1. 3) ※ I類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II類 (JIS A 5308に適合したコンクリート)	37	3 セメント	種別 (8.2. 5) セメントの種類 適用箇所 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 建物躯体 (下記以外) ・ 高炉セメントB種 基礎、地中梁 ・ フライアッシュセメントB種 基礎、地中梁	38	4 骨材	普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下かつ28日目で402J/g以下のものとする。 使用骨材のアルカリシリカ反応による区分 ※ A ・ B (8.2. 5)	39	5 混和材料	混和剤 混和剤の種類 ※ 改修標準仕様書8.2.5(4)(a)による (8.2. 5) 混和材 混和材の種類 ※ 改修標準仕様書8.2.5(4)(b)による	40	6 無筋コンクリート	コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート (8.11. 1) 設計基準強度 Fc (N/mm ²) ・ ※ 18N/mm ² スランブ ・ ※ 15cm又は18cm 適用箇所 ※ 図示による	41	7 打ち継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地	打ち継ぎの位置 ・ 図示による () (6.7. 3) <6.6. 4> <6.8. 1> 目地寸法 ※ 標準仕様書9.7.3(1)(7)による ・ 図示による () ひび割れ誘発目地の間隔、位置、形状、寸法 ※ 図示による ()	42	8 構造体コンクリートの仕上がり	合板せき板を用いる打直し仕上げ (8.1. 4) 種別 適用箇所 ・ A種 ・ B種 ・ C種	43	9 打増し厚さ (打直し仕上げ部)	外部に面するコンクリート打直し仕上げの打増し厚さ (8.7. 8) ・ 20mm ・ 図示による () 外装タイル後張り面のコンクリートの打増し厚さ ・ 20mm ・ 図示による ()	44	10 型枠	せき板の材料及び厚さ ・ 合板 (厚さ※12mm ・ mm) (8.2. 7) スリーブの材質・規格等 ・ 図示による

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																								
11	型枠の加工及び組み立て	シアコネクターをセパレーターとして使用 適用箇所 図示による ()	12	コンクリートの打込み工法等	コンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 適用箇所 ・現場打ち鉄筋コンクリート 流込み工法 全ての増設壁 ・壁の増設工事 圧入工法 図示による () ・工法指定なし ・柱補強工事(溶接金物巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法) 流込み工法 全ての柱補強部分 ・圧入工法 図示による () ・工法指定なし 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 柱頭及び柱脚の隙間の寸法 図示による () 柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠 発砲プラスチック保温材等を埋め込む 既存柱外周部あと打ちコンクリート又は構造体用モルタルの厚さ 図示による () 補強後の仕上げ 図示による ()	13	溶接部の試験	試験方法等 (8.15.12) 平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 ・突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル) 3.5.2受入検査による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6付則 6「鉄骨精度検査基準」の付表 3「溶接」に関する試験方法等 ・JASS 6 10.4 「受入検査」e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶け込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の抜取箇所と同一とする。 外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。 完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ※全数試験 工事現場溶接の場合 ※全数試験	2	仕上げ	連続繊維補強材の強度試験 ・引張強度試験 ※JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法による) ・試験数量 図示による () ・付着強度試験 ※JIS A 6909 (建築用仕上塗材)による ・試験数量 図示による () 補強工事後の仕上げ 図示による () (8.24.7)	8-1	1	スリットの方式、幅及び深さ	方式 完全 部分 (8.25.2) 設置箇所 図示による 幅及び深さ 図示による	8-2	1	埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土の種類 (8.28.3) ・A種 適用場所 () ・B種 適用場所 () ・C種 適用場所 () 土質 () ・D種 適用場所 ()	8-3	1	鉄骨製作工場	製作工場の加工能力 (8.1.5) ※建築基準法第68条25の規定に基づき国土交通大臣から認可を受けた指定性能評価機関として認定を受けた㈱日本鉄骨評価センター及び㈱全国鉄骨評価機関として認定を受けた㈱日本鉄骨評価センター及び㈱全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄骨工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして、国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・Sグレード ・Hグレード ・Mグレード ・Rグレード ・Jグレード ・監督職員が承諾する製作工場	8-4	1	あと施工アンカー	あと施工アンカーの種類 (8.2.4) 金属系アンカー(耐震補強用) ・引張耐力 ・ KN 図示による () ・せん断耐力 ・ KN 図示による () アンカー本体の径及び埋込み長さ 図示による(耐震補強共通図) セット方式 ※本体打込み式改良型 接合金の種類、径、長さ 図示による () 接着系アンカー ・引張耐力 ・ KN 図示による () ・せん断耐力 ・ KN 図示による () アンカーの種類 ※カプセル方式回転・打撃式 接着剤の品質 ・有機系 ・無機系 アンカーの径及び埋込み長さ 図示による アンカー筋の種類 アンカー筋の新設壁内への定着長さ 図示による ・性能確認試験 試験及び試験数 図示による ()	8-5	1	柱底均しモルタル及びグラウト材	柱底均しモルタル ※無収縮モルタル (8.2.12)	8-6	1	連続繊維補強シート	連続繊維の材料 ・炭素繊維 ・アラミド繊維 ・ガラス繊維 (8.2.13)(8.24.6) 引張強度(含浸硬化後) () N/mm2 ヤング係数(含浸硬化後) () N/mm2 下地処理 ・ひび割れ部改修 範囲 図示による () ・工法の種類 ・柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ 図示による ()
	2	鉄骨製作工場における施工管理技術者		配置する (8.1.6)	3		鋼材	鋼材の材質 (8.2.8) 材質 適用箇所、形状及び寸法 規格等 ・SS400 ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・SSC400 ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・SM400A, B, C ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・SN490B, C ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・STK400 ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・STR400 ※ 図示による ・ ※ JIS規格による ・ ※ 図示による ・ ※ JIS規格による		4	高力ボルト		高力ボルトの区分 (8.2.9)(8.13.2)(8.14.2) ・トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による () 摩擦面の処理方法 ・自然発錆(黒皮等を除去した後)に自然放置して表面に赤さびが発生した状態) ・プラスト処理(表面粗度50µmRz以上) すべり試験 ・行う(すべり係数試験 すべり耐力試験) すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。	5	溶融垂れめっき高力ボルト		ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (8.13.2)(8.14.2) ※図示による () 摩擦面の処理 (8.20.5) ・プラスト処理(表面粗度50µmRz以上) ・りん酸塩処理 すべり試験 ・行う(すべり係数試験 すべり耐力試験) すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。	6	普通ボルト		ボルト及びナットの材料等 (8.13.2)<7.2.3> ・標仕表7.2.3(JIS付属書)又は次による ボルトの規格は、JIS B 1180とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルト径の値以下とする。 ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ()	7	アンカーボルト		構造用アンカーボルト 種類 ・ABR400 ・ABR490 ・<7.2.4><7.3.2> 建方用アンカーボルト 種類 ・SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ・標準仕様書表7.2.3による ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ()	8	溶接材料		溶接材料 改修標準仕様書8.2.10(1)(2)による (8.2.10)	9	製作精度		製作精度 ※(一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則 6「鉄骨精度検査基準」による (8.13.3)	10	仮組
8-1	3	耐震改修工事(鉄骨工事)	8-1	3	耐震改修工事(鉄骨工事)	8-1	3	耐震改修工事(鉄骨工事)	8-1	3	耐震改修工事(鉄骨工事)																								

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																							
6	断熱・防露改修工事	<p>材料・工法 (9. 3. 2~4)</p> <p>フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆</p> <p>断熱材打込み工法 断熱材 JIS A 9521に基づく発砲プラスチック断熱材 種類 厚さ(mm) 施工箇所 図示による</p> <p>断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 A種I A種IH 厚さ(mm) 25 30 施工箇所 図示による</p> <p>断熱材後張り工法 断熱材 JIS A 9521に基づく発砲プラスチック断熱材 種類 厚さ(mm) 断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル (材質 厚さ mm)</p>																																
7	屋上緑化改修工事	<p>材料・工法 (9. 4. 2~4)</p> <p>補栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム 適用する 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示による 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示による</p> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 かん水装置 設置する (種類) 既存保護層の撤去 行う 新植した芝及び地被類の枯れ保証の期間 ※引き渡しの日から1年</p>																																
8	透水性アスファルト舗装改修工事	<p>材料・工法 (9. 5. 2~5. 9)</p> <p>既存舗装の撤去及び再利用 ※図示による</p> <p>路床</p> <p>路床の材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 盛土</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土</td> <td>・ 図示による</td> </tr> <tr> <td>・ 凍上抑制層</td> <td>・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 砂</td> <td>・ 図示による</td> </tr> <tr> <td>・ フィルター層</td> <td>・ 砂</td> <td>・ 図示による</td> </tr> </tbody> </table> <p>路床安定処理 適用する 添加材料による安定処理 路床安定処理用添加材料 種類 普通ポルトランドセメント 高炉セメント B種 フライアッシュセメント B種 生石灰 () 消石灰 () 添加量 kg (目標 CBR 3以上) 目標 CBRを満足する添加量の確認方法 安定処理士の CBR試験</p> <p>ジオテキスタイル 単位面積質量 60kg/m² 以上 厚さ(mm) 0.5~1.0 引張強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10⁻¹cm/sec以上</p> <p>試験 路床土の支持力比 (CBR) 試験 行う 現場 CBR試験 行う 路床締固め度試験 行う</p> <p>路盤 路盤の厚さ 図示による</p> <p>路盤材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砕石</td> <td>・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td>再生材</td> <td>・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ クラッシュラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </tbody> </table> <p>路盤締固め度の試験 ※行う 行わない 舗装の構成 図示による 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 行う 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの</p>	種別	材料	厚さ(mm)	・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 砂	・ 図示による	・ フィルター層	・ 砂	・ 図示による	種別	材料	砕石	・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石	再生材	・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石		・ クラッシュラン鉄鋼スラグ		・ 粒度調整鉄鋼スラグ		・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ								
種別	材料	厚さ(mm)																																
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による																																
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 砂	・ 図示による																																
・ フィルター層	・ 砂	・ 図示による																																
種別	材料																																	
砕石	・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石																																	
再生材	・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石																																	
	・ クラッシュラン鉄鋼スラグ																																	
	・ 粒度調整鉄鋼スラグ																																	
	・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ																																	

TITLE
まちなかオフィス間仕切り改修工事



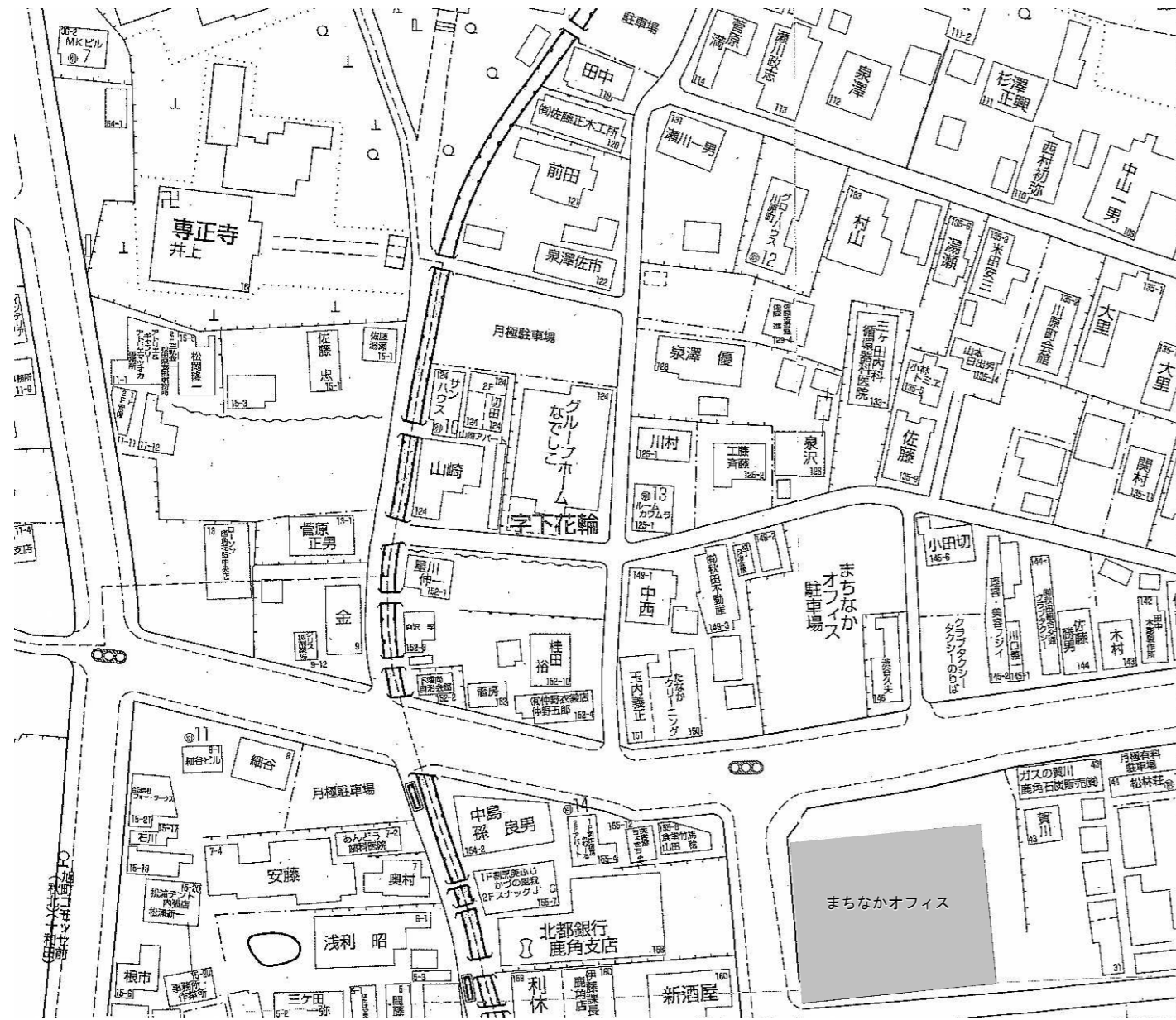
鹿角市 KAZUNO CITY
〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL. 0186-30-0203(代)

DATE R 8. 4
DESIGN
DRAW

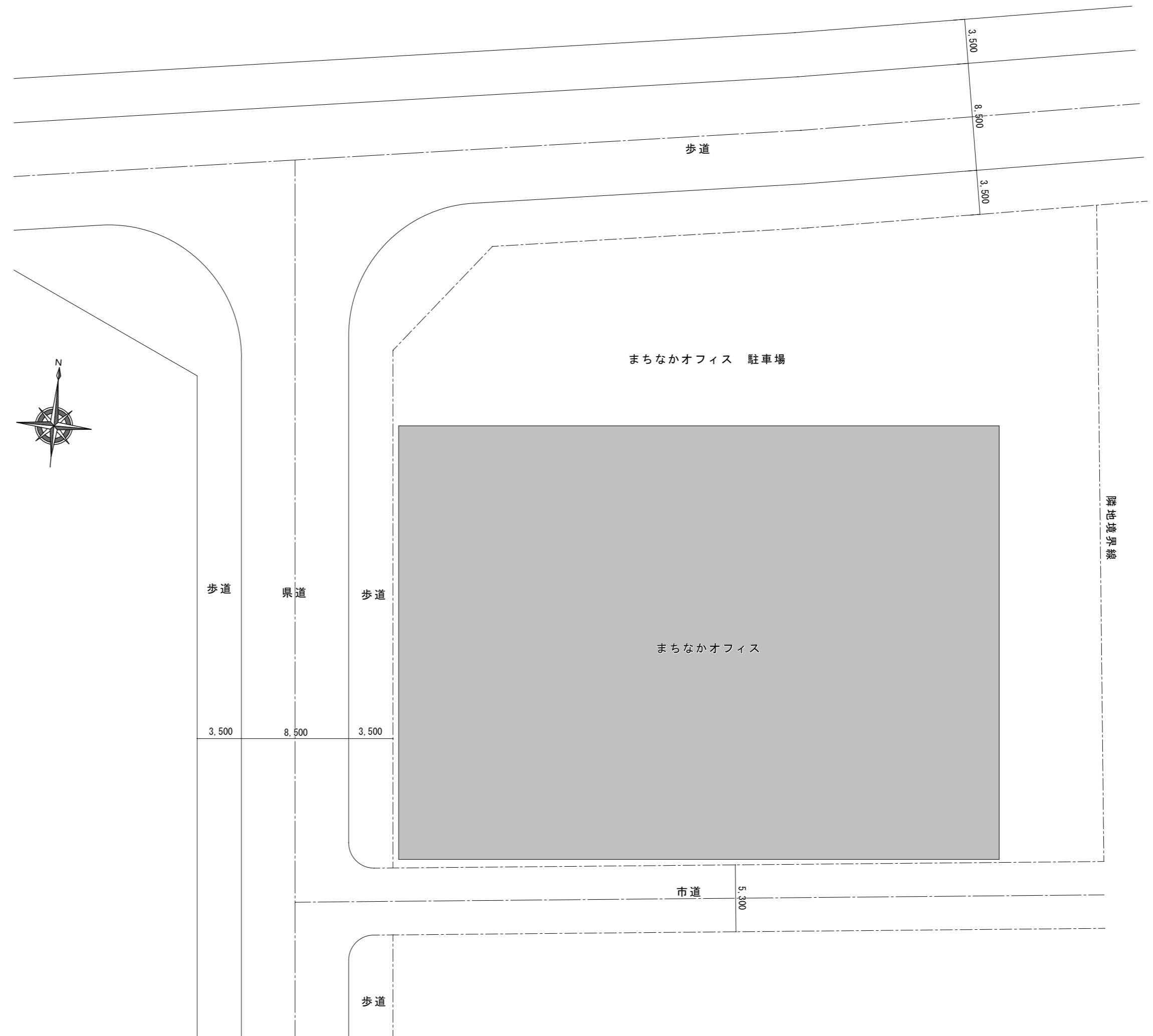
級建築士 登録第 号

DRAWING TITLE
建築改修工事 特記仕様書 (7)
SCALE

NO.
A - 07



付近見取り図



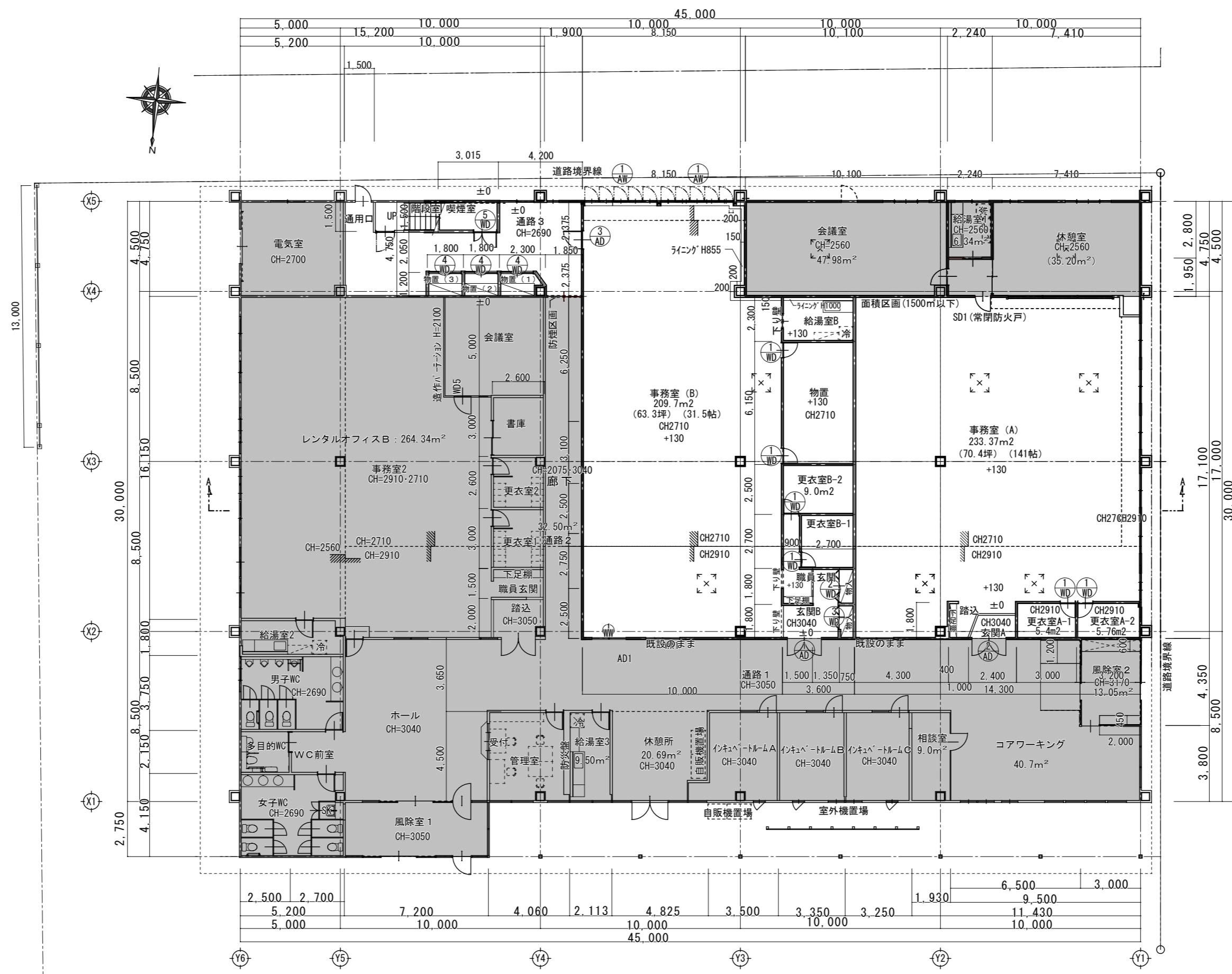
配置図 S=1/300

設計概要	工事名称	まちなかオフィス間仕切り改修工事		外 部 仕 上 表	既設仕上	改修仕上	
	建築場所	鹿角市花輪字下花輪 地内			屋根	折板一部が-鉄板立て平葺き	工事範囲以外
	建築主	鹿角市長 笹本 真司			外壁	ALC版 7100 アクリル系吹付タイル	南側外壁AW1設置部 既設ALC t=100mm解体撤去のうえ 新規張り替えALC 目止めシーラ-下地処理の上複層水性アクリルタイルE吹付け
	敷地状況	商業地域 準防火地域			軒天井	ケイカル板EP塗り	既設ケイカル板EP塗り塗り替え
	付帯設備	電気設備：動力、照明コンセント取り替え、火災報知器、非常照明、誘導標識他			パラペット笠木	が-鉄板	工事範囲以外
		機械設備：給排水、給湯、冷暖房エアコン、衛生設備他			軒天井ポーター	が-鉄板	工事範囲以外
	構造	鉄骨一部2階建て（耐火建築物）			基礎巾木	モルタル刷毛引き仕上げV P塗り	
			外部建具	アルミサッシ、一部アルミ防火設備戸	既設一部アルミサッシ取り替え、新規アルミサッシAW1排煙窓付縦滑り出し窓取り付け		

室名		床	巾木	壁	天井	天井高さ	廻縁	備考
事務室(A)	事務室A	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷きのまま 一部タイルカーペット張替え	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2910・2710	塩ビ廻り縁 塩ビコ字取付 床下換気スリット取付 777室名札
	玄関A・ホール	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き 転ばし床組み撤去の上、塩ビシート2.0mm貼り	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	3040	塩ビコ字取付 積層材 上り框60×90取付、下足柵ポリフッ素W1650×H1200×D370
	更衣室A-1、A-2	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷きのまま 木製ころばし床組下地 一部旧出入口跡 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷きのまま	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2910 2910	塩ビ廻り縁 塩ビコ字取付 777室名札
		既設 改修						
事務室(B)	事務室B	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き X5通り既設床組み解体撤去 (W4500×D2000) 壁受鉄骨下地の為の上復旧 旧喫煙室・供用物置：新規転ばし床組み下地針葉樹合板t12mm下地タイルカーペットt6mm敷き 旧倉庫・書庫：ハンチカーペット撤去、下地補修の上タイルカーペット敷き6mm 旧更衣室：ハンチカーペット撤去、下地補修の上タイルカーペット敷き6mm 旧玄関：転ばし床組み構造用合板t12mm下地タイルカーペット敷き	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り X5通り既設壁解体撤去の上復旧 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2910・2710	塩ビ廻り縁 塩ビコ字取付 2910・2710 777室名札
	玄関B・ホール	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き 転ばし床組み撤去の上、塩ビシート2.0mm貼り 廊下ホール：構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷きのまま	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	3040	塩ビコ字取付 積層材 上り框60×90取付、下足柵ポリフッ素W1650×H1200×D370
	物入	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き 転ばし床組み撤去の上、塩ビシート2.0mm貼り	ソフト巾木H75	新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm張り	ジブトーン 79.5mm二重張り	3040 2710	塩ビコ字取付 柵D300
	給湯室B	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き 既設タイルカーペット撤去の上ラワン合板t5mm下地塩ビシートt2mm貼り	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm張り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2710 2710	塩ビコ字取付 タイル流し台L=1500×D550×H800 排水用壁777 タILING 天端積層材25×D150H100 777室名札
	物置	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷き 既設床のまま	ソフト巾木H75	新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm張り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2710	塩ビコ字取付 777室名札
	更衣室B-1、B-2	既設 改修	木製ころばし床組下地 構造用合板712mm (ヒス留め) 下地タイルカーペット敷きのまま 既設床のまま	ソフト巾木H75	既設壁：(石膏ボード下地) ビニルクロス張り 新設壁：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地ビニルクロス貼り	ジブトーン 79.5mm二重張り	2710 2710	塩ビ廻り縁 塩ビコ字取付 777室名札
	物置 (1)、(2)、(3)	既設 改修	塩ビシート2.0mm貼り 既設床のまま	ソフト巾木H75	石膏ボードEP塗り 新設壁表面：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地EP塗り、内部ボード素地のまま	石膏ボードEP塗り 既設石膏ボードEPのまま	2700 2700	塩ビ廻り縁 塩ビコ字取付
	喫煙室	既設 改修	塩ビシート2.0mm貼り 既設床のまま	ソフト巾木H75	石膏ボードEP塗り 新設壁表面：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地EP塗り、内部ボード素地のまま	石膏ボードEP塗り 既設石膏ボードEPのまま		塩ビコ字取付
廊下(2)	既設 改修	塩ビシート2.0mm貼り 既設床のまま	ソフト巾木H75	石膏ボードEP塗り 新設壁表面：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地EP塗り、内部ボード素地のまま 一部AD1跡石膏ボード12.5mm下地ビニルクロス貼り、一部クロス張替え	ジブトーン 79.5mm二重張り 既設ジブトーンのまま		塩ビコ字取付	
廊下(3)	既設 改修	塩ビシート2.0mm貼り 既設床のまま	ソフト巾木H75	石膏ボードEP塗り 新設壁表面：(軽量鉄骨壁) LGS W=65 PB(石膏ボード) 712.5mm下地EP塗り、内部ボード素地のまま 一部喫煙室・供用物置跡石膏ボード12.5mm下地EP塗り	既設石膏ボードEP 既設石膏ボードEPのまま		塩ビコ字取付	

特記事項	※記載無き部屋は既設仕上のままとする	断熱材グラスウール24k 7100mm充填
	化粧石膏ボード9.5mm防火認定番号：QM-9824号	新規天井断熱材グラスウール16k 7100mm敷き込み
	ビニルクロス防火認定番号：(準不燃石膏ボード下地) 第 QM-9408号	シックハウス対策にあたり、使用する材料は規制対象外製品のほか、室内はF☆☆☆☆、小屋裏はF☆☆☆☆以上の認定を受けた材料を使用すること。

TITLE	まちなかオフィス間仕切り改修工事	鹿角市 KAZUNO CITY	〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)	DATE	R 8. 4	DESIGN	DRAW	級建築士 登録 第 号	DRAWING TITLE	仕上表	NO.	A-9
									SCALE			



凡例 本工程以外の部分を示す

TITLE
まちなかオフィス間仕切り改修工事

鹿角市
 KAZUNO CITY
 〒018-5292
 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)

DATE
 R 8. 4

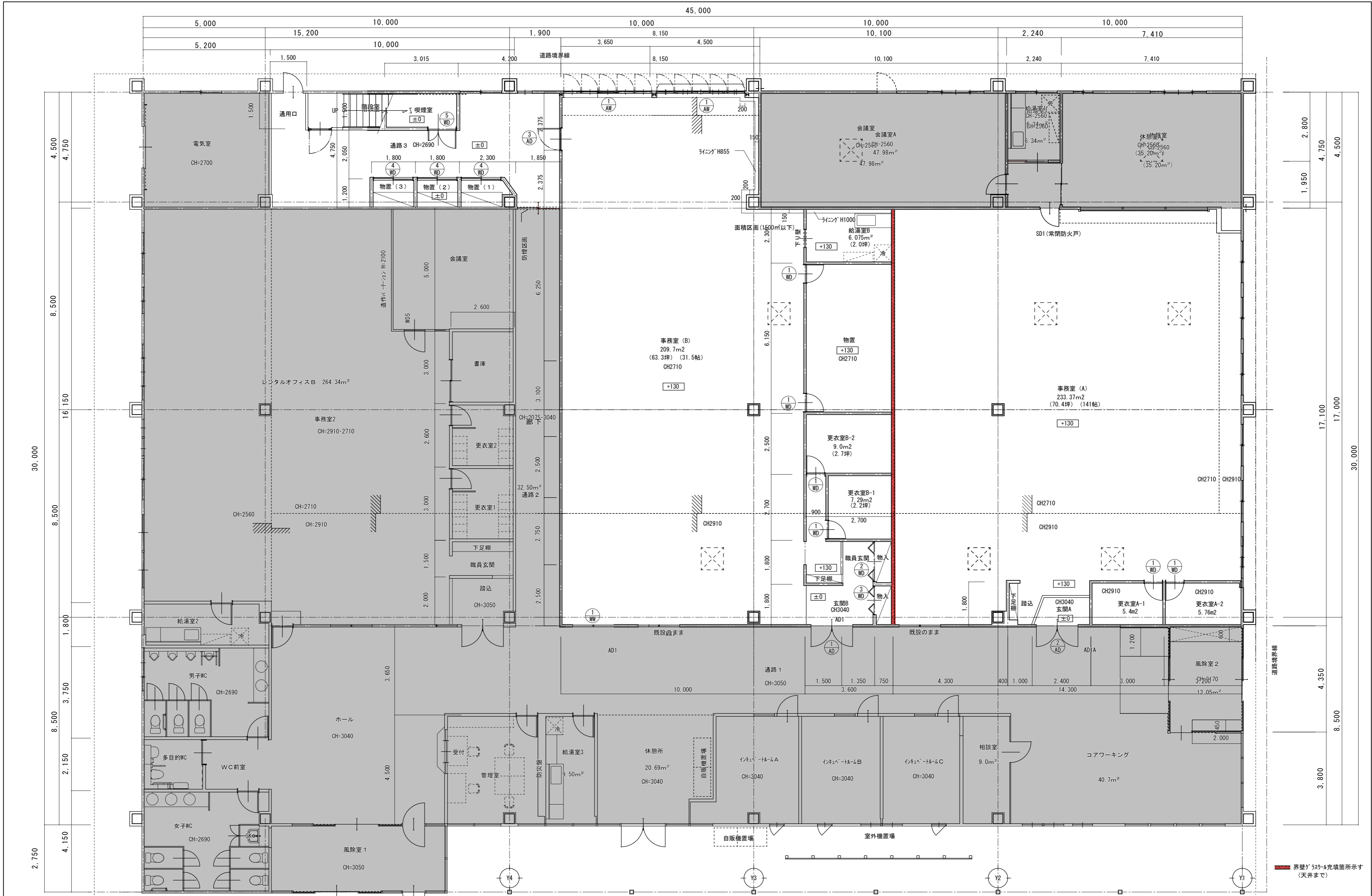
DESIGN
 DRAW


級建築士 登録第 号

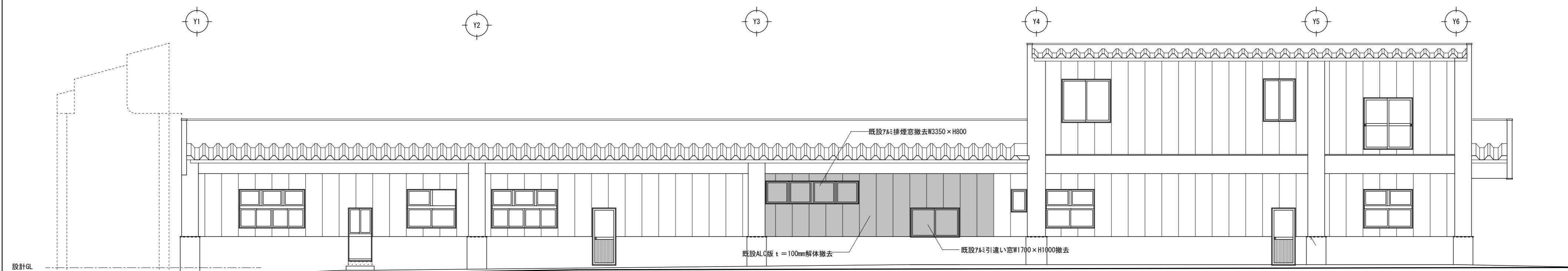
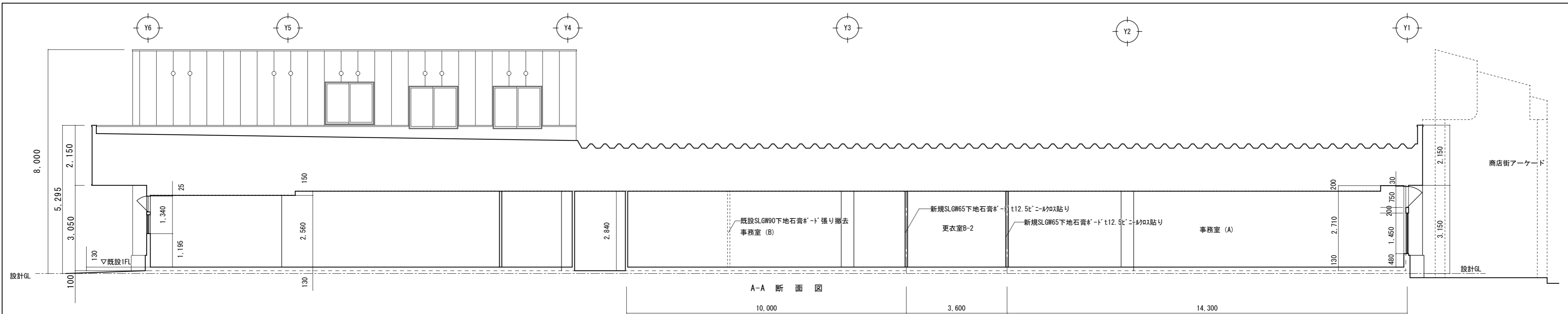
DRAWING TITLE
改修1階平面図

SCALE
 A2 : S=1/200 A3 : 71%

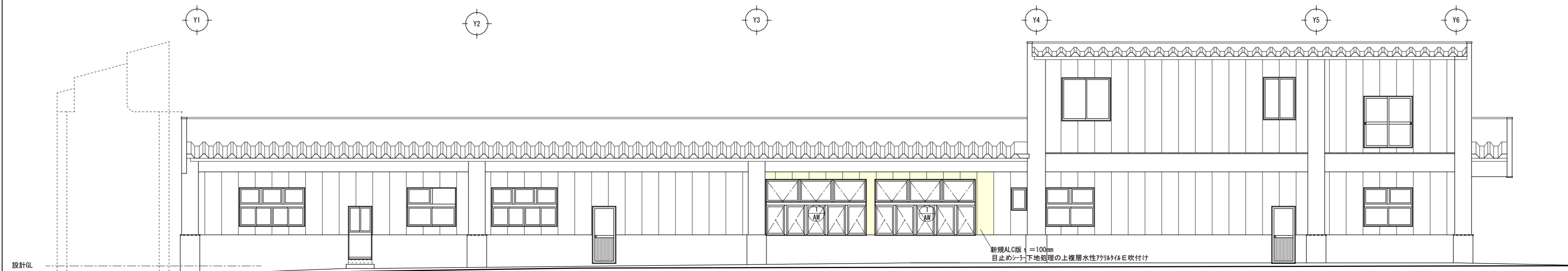
NO.
A-10




TITLE まちなかオフィス間仕切改修工事	 鹿角市 KAZUNO CITY 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)	DATE R 8. 4	DESIGN DRAW	級建築士 登録 第 号	DRAWING TITLE 1階改修平面図 SCALE A2: S=1/100 A3:71%	NO. A-11
---------------------------------	--	-----------------------	----------------	-------------	--	--------------------

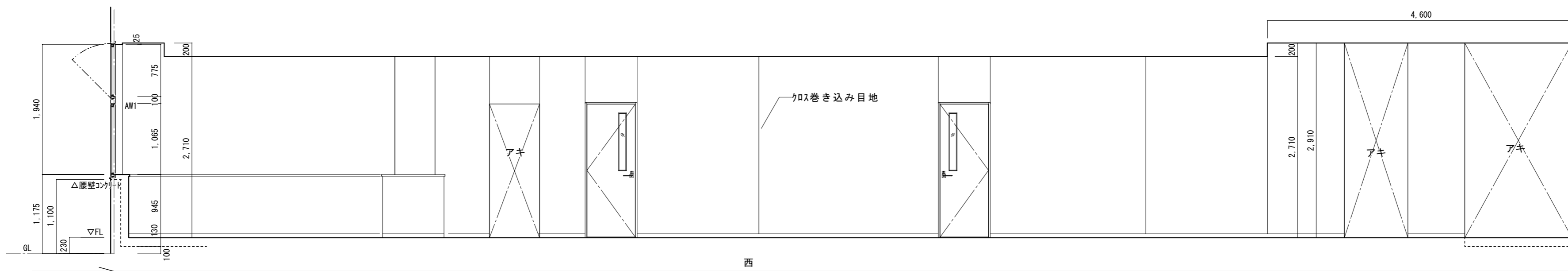
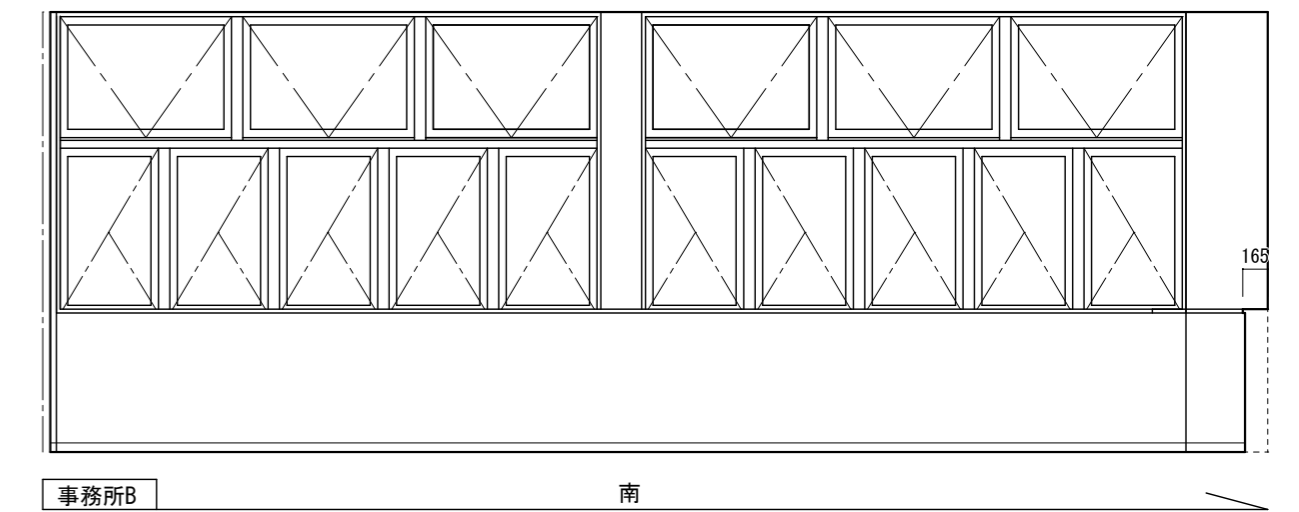
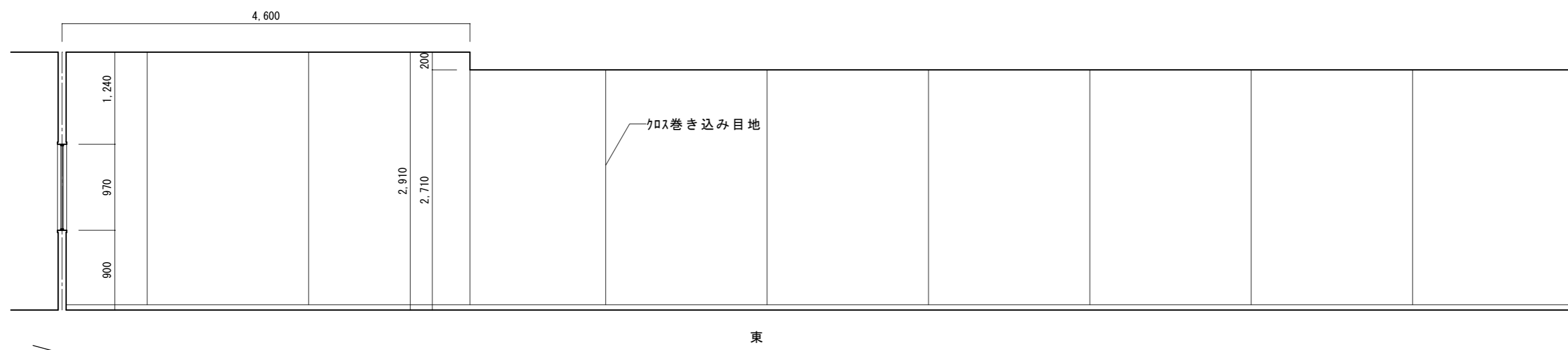
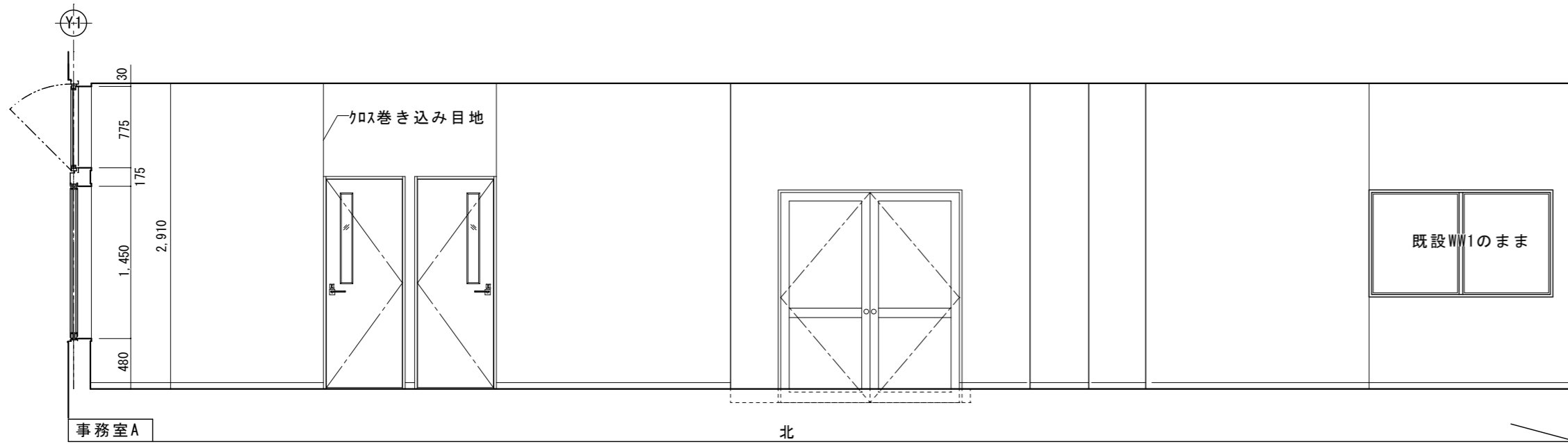
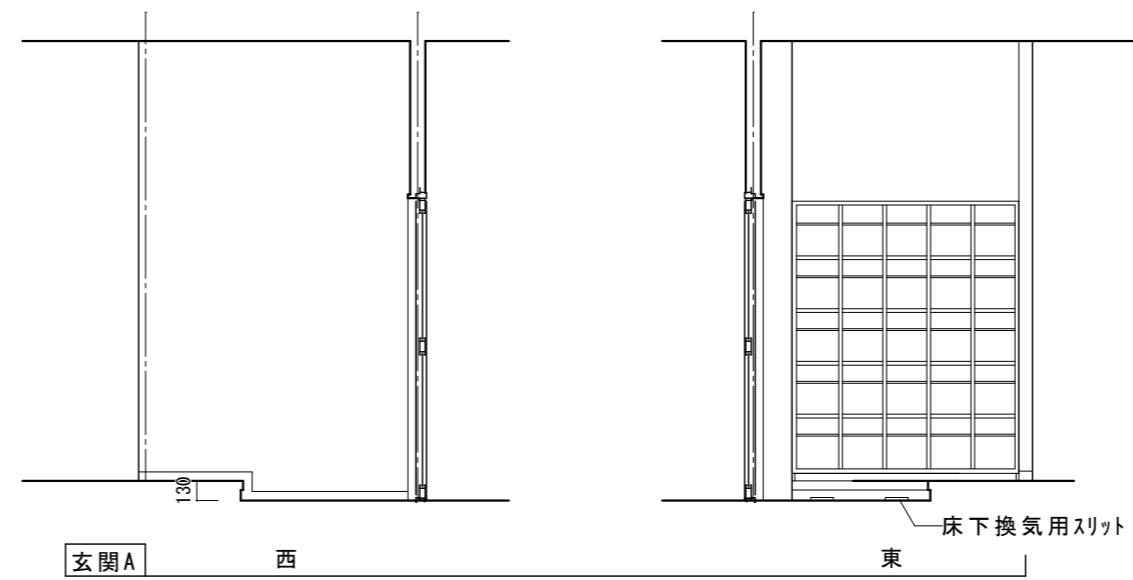
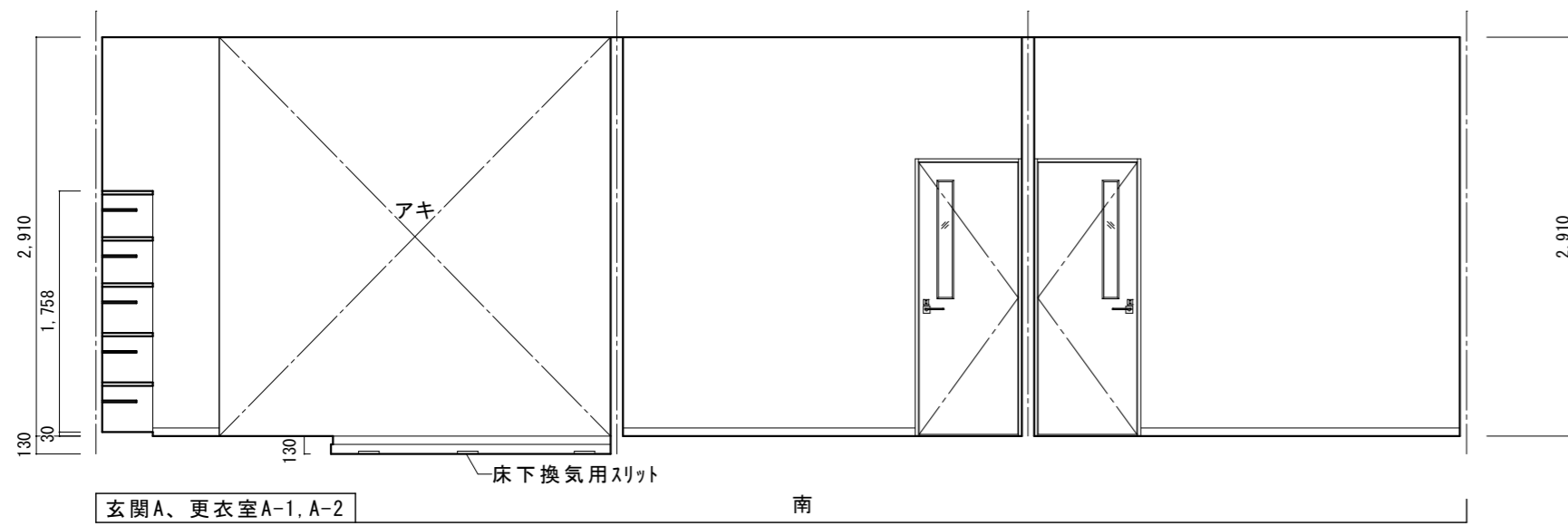


既設南立面図 (撤去図) S=1/100



改修南立面図 S=1/100

<p>TITLE</p> <p>まちなかオフィス間仕切り改修工事</p>	 <p>鹿角市 KAZUNO CITY</p> <p>〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)</p>	<p>DATE</p> <p>R 8. 4</p>	<p>DESIGN</p> <p>DRAW</p>	<p>級建築士 登録第 号</p> <p>DRAWING TITLE</p> <p>既設断面、立面図</p> <p>SCALE</p> <p>S=A2 : S=1/100</p>	<p>NO.</p> <p>A-12</p>
--------------------------------------	---	---------------------------	---------------------------	---	------------------------



TITLE
鹿角市まちなかオフィス間仕切り改修工事



〒018-5292
秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)

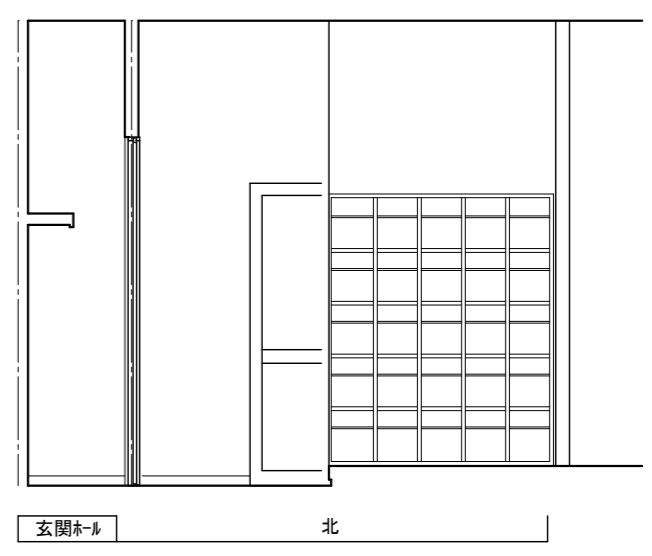
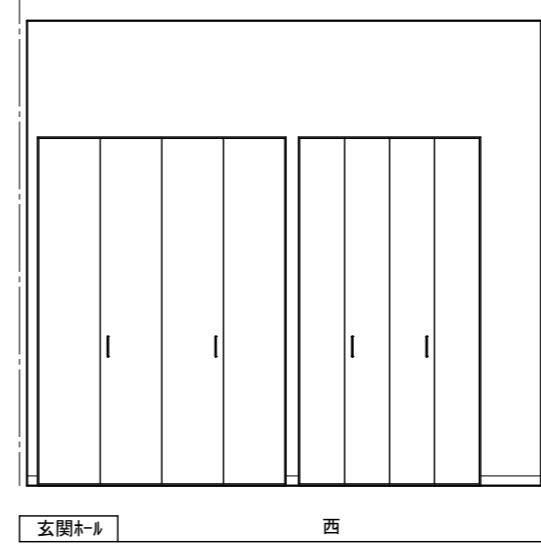
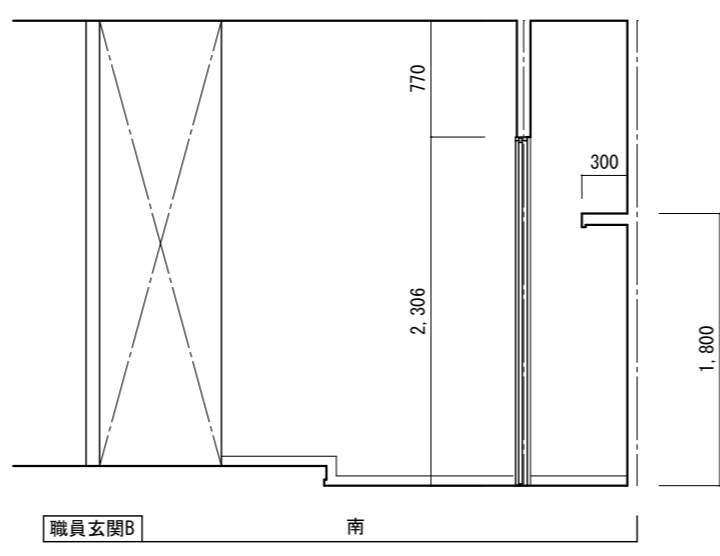
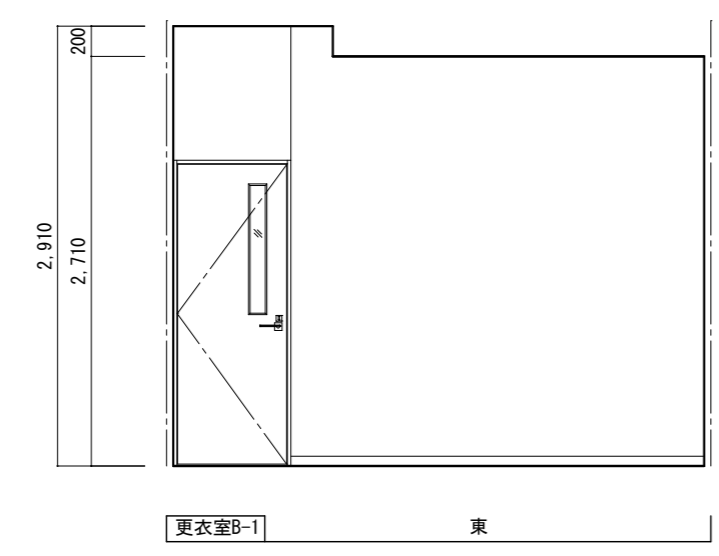
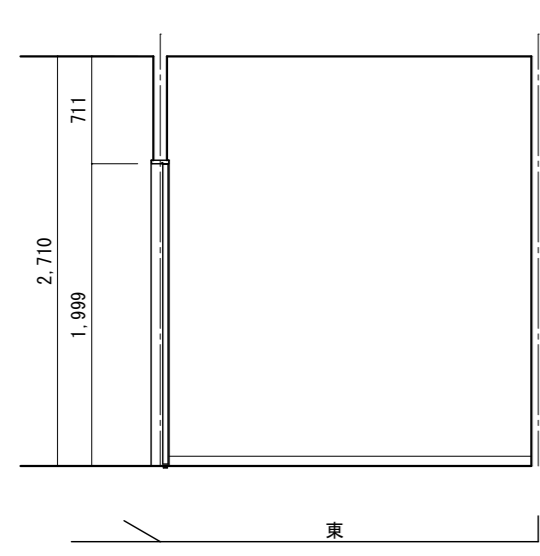
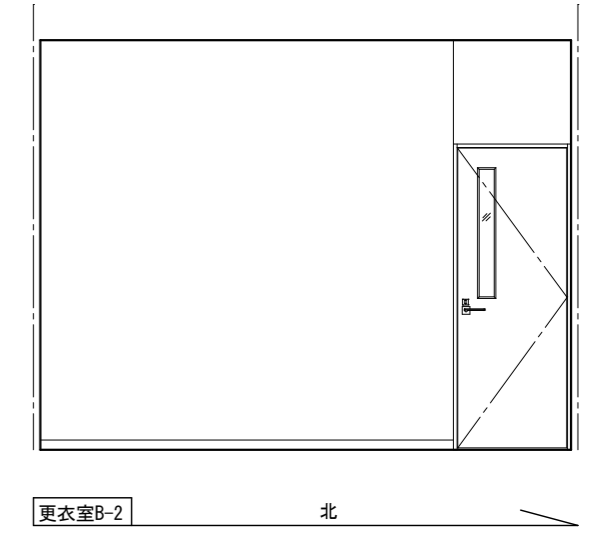
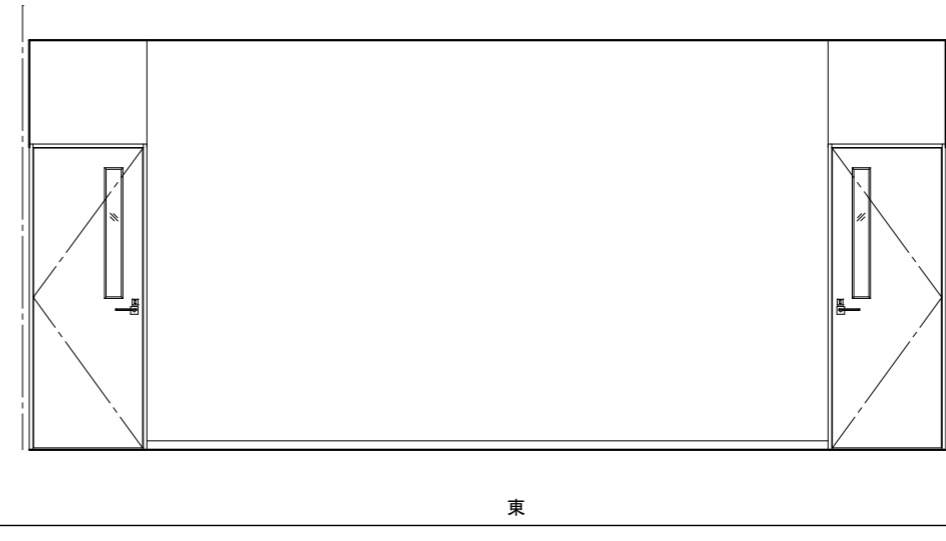
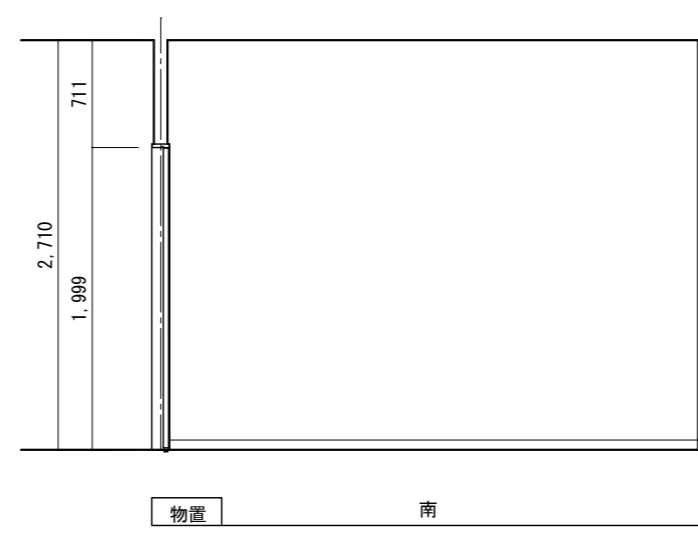
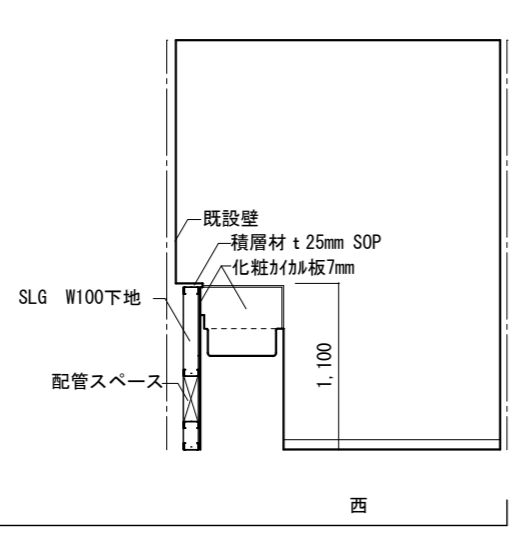
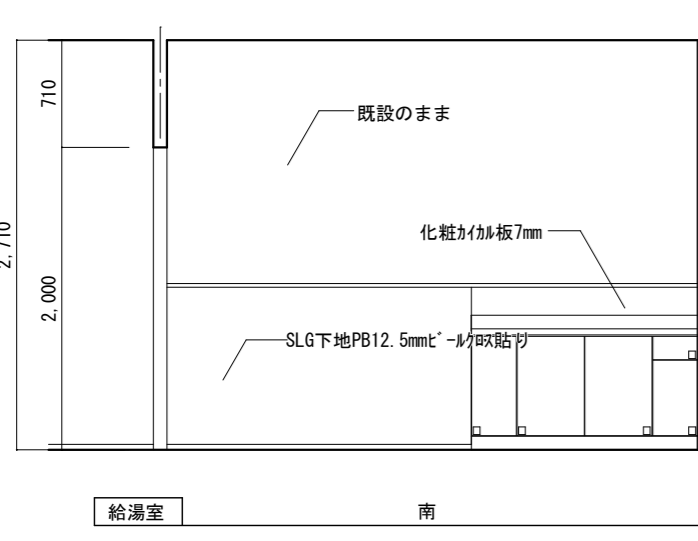
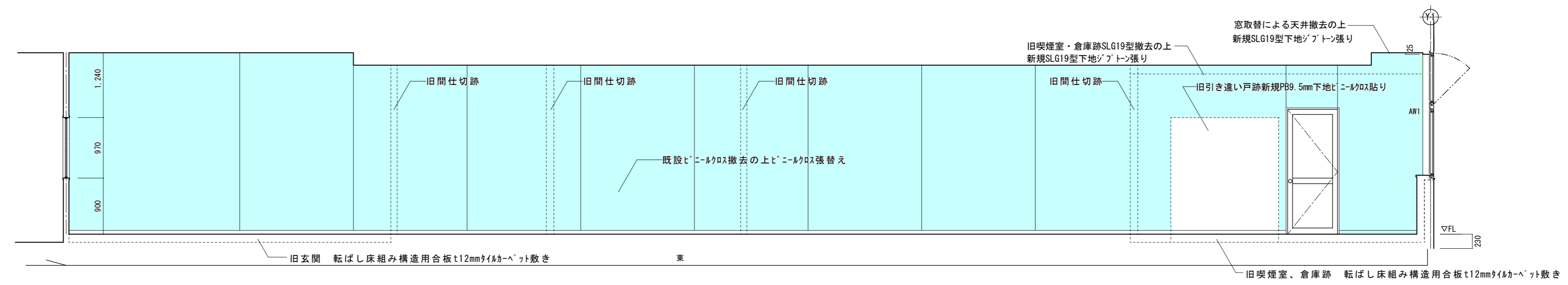
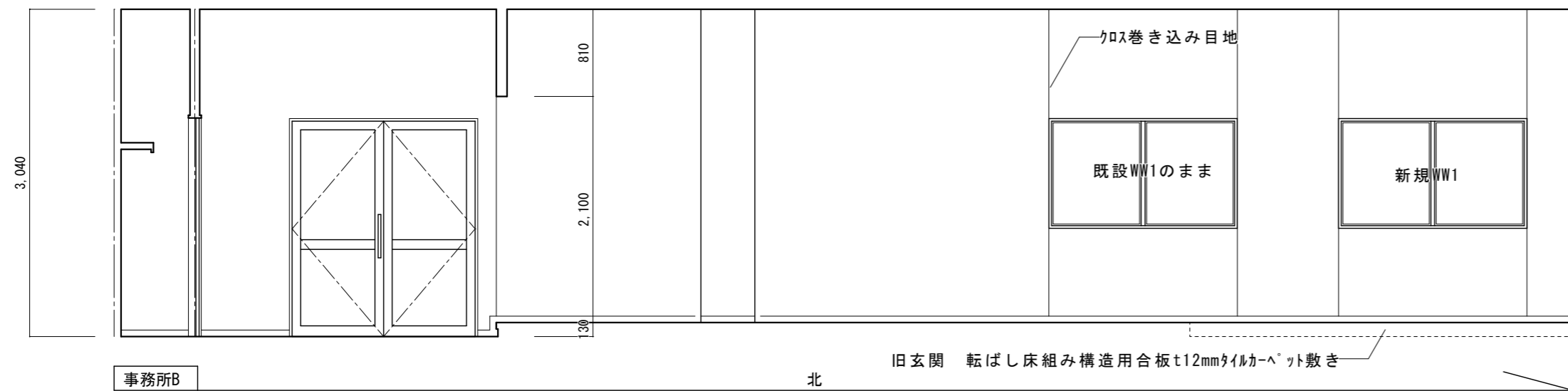
DATE
R 8. 4


DESIGN DRAW

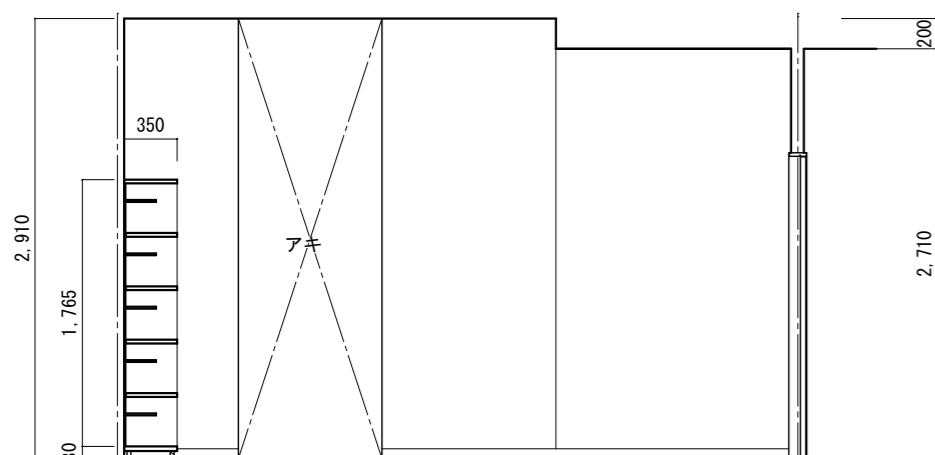
級建築士 登録第 号

DRAWING TITLE
展開図(1)(事務所A)
SCALE
A2:S=1/50 A3:71%

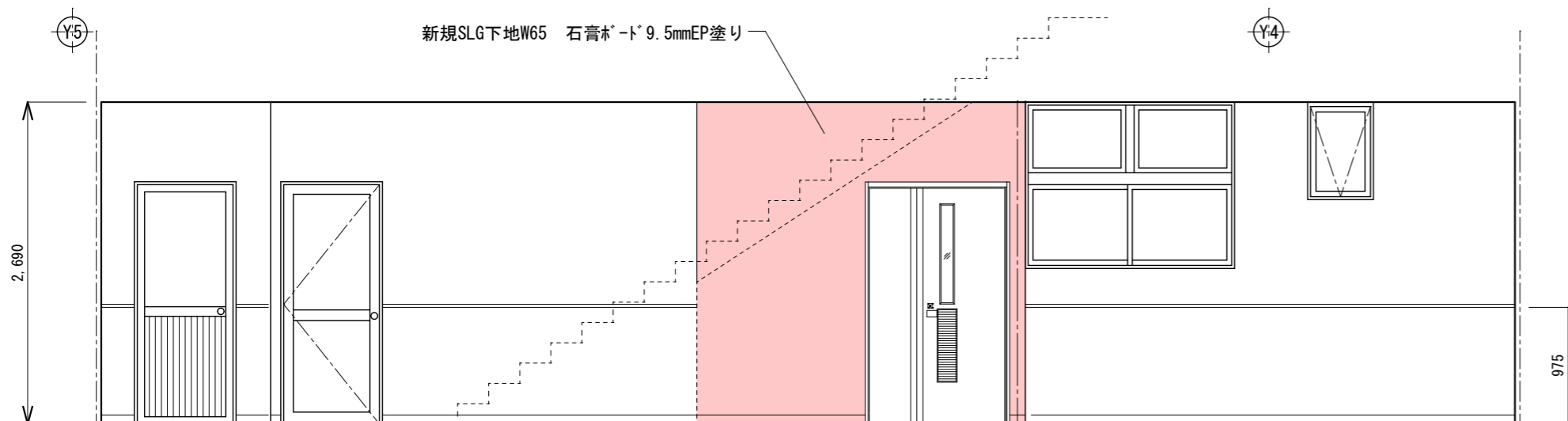
NO.
A-13



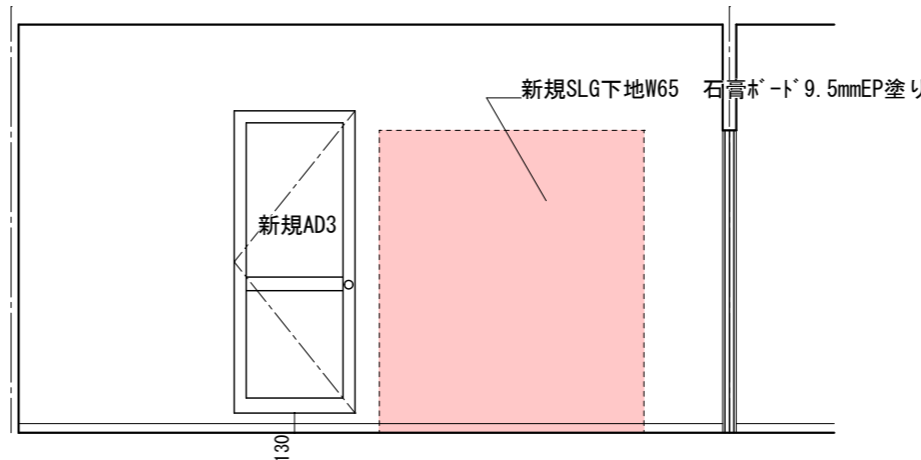
TITLE まちなかオフィス間仕切り改修工事	 鹿角市 KAZUNO CITY 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)	DATE R 8. 4	DESIGN DRAW	級建築士 登録第 号	DRAWING TITLE 展開図(2)(事務所B) SCALE A2:S=1/50 A3:71%	NO. A-14
----------------------------------	---	----------------	----------------	------------	--	-------------



事務所B 廊下#-L 東



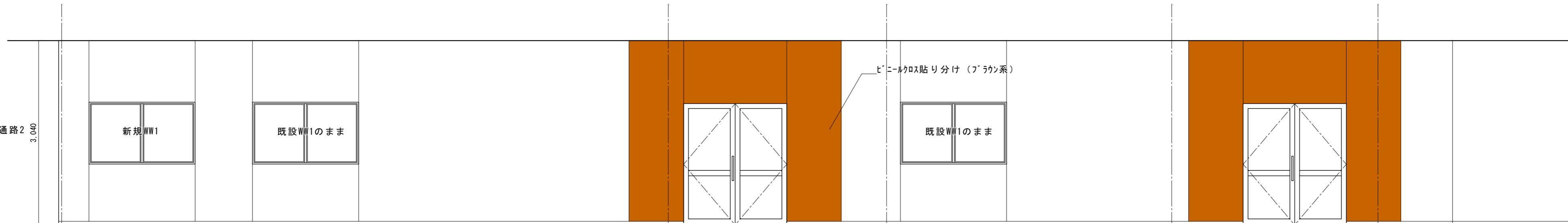
通路3 南



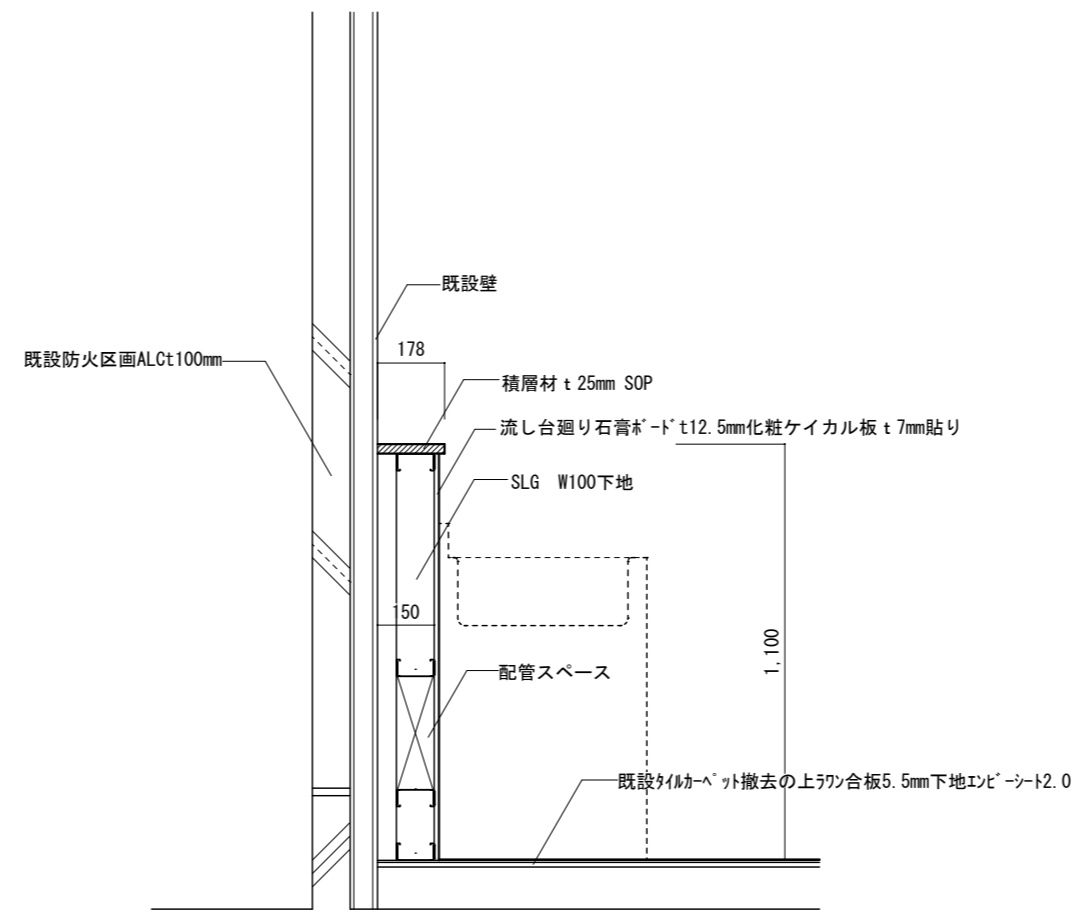
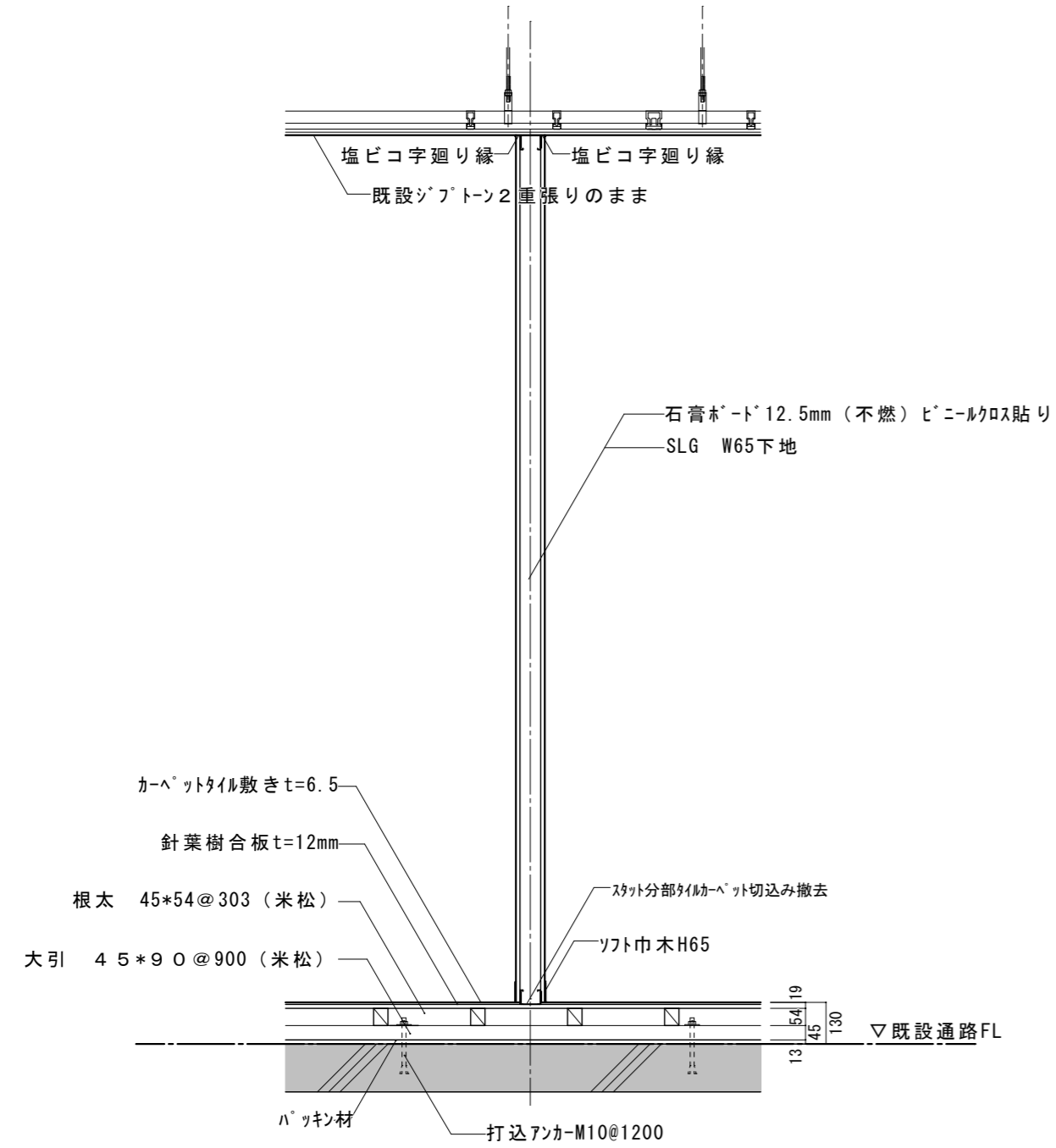
廊下3 西



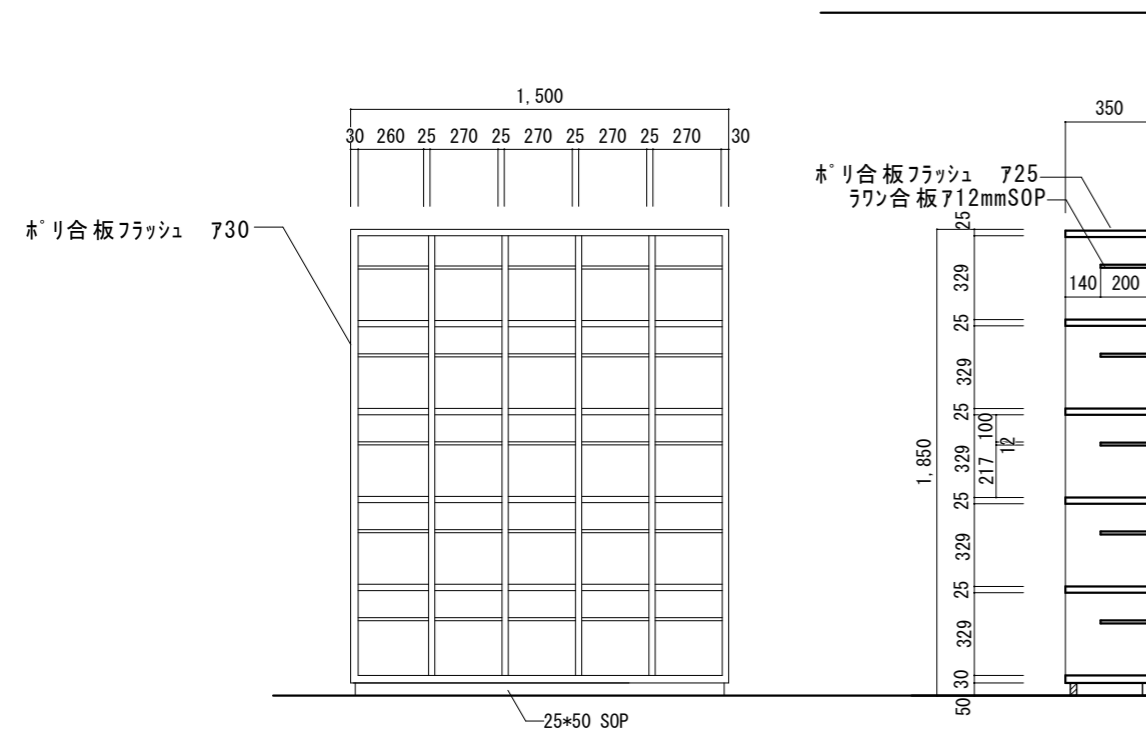
廊下3 北

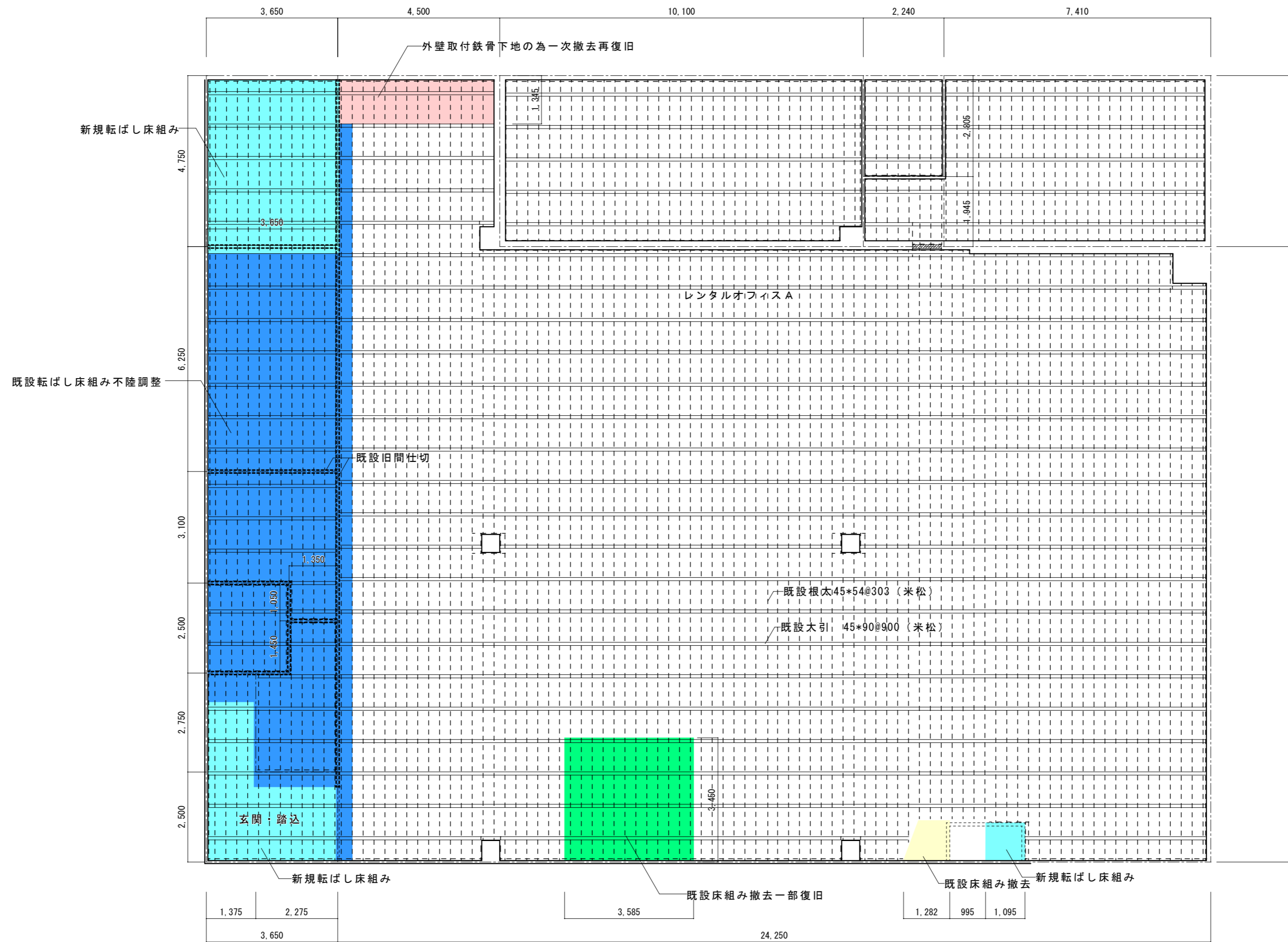


通路1 南



事務所 (A) 1箇所、事務所 (B) 1箇所、 下足棚詳細図 S=1/30





1階木床組伏図

※特記無き箇所は現状のまま

TITLE
まちなかオフィス間仕切り改修工事



〒018-5292
秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)

DATE
R 8. 4

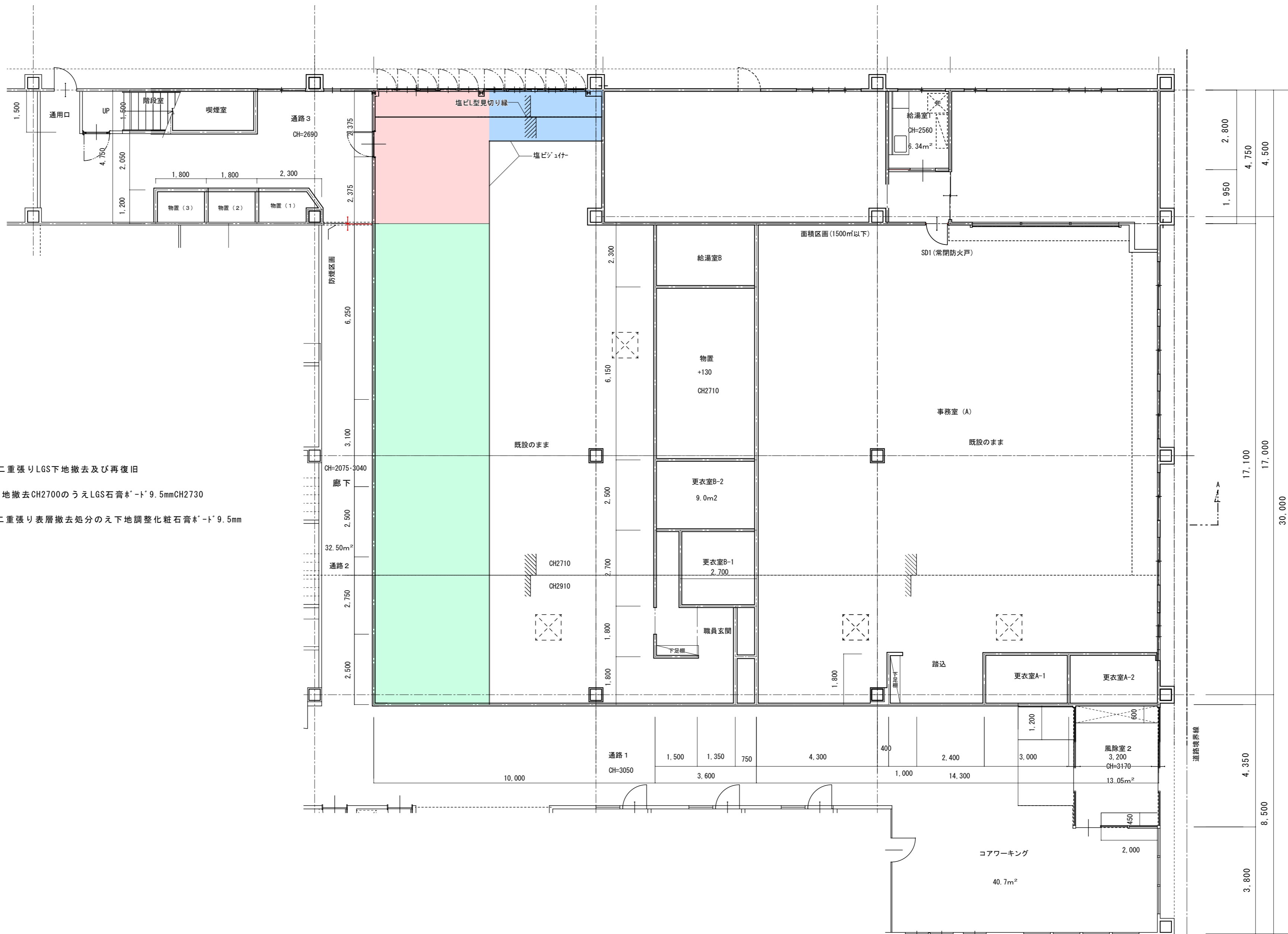
DESIGN

DRAW

級建築士 登録 第 号

DRAWING TITLE
1階木転ばし床組み伏図
SCALE
A2: S=1/100 A3: 71%

NO.
A-18



- 既設石膏ボード9.5+9.5二重張りLGS下地撤去及び再復旧
- 既設石膏ボード9.5LGS下地撤去CH2700のうえLGS石膏ボード9.5mmCH2730
- 既設石膏ボード9.5+9.5二重張り表層撤去処分のえ下地調整化粧石膏ボード9.5mm

TITLE
まちなかオフィス間仕切り改修工事

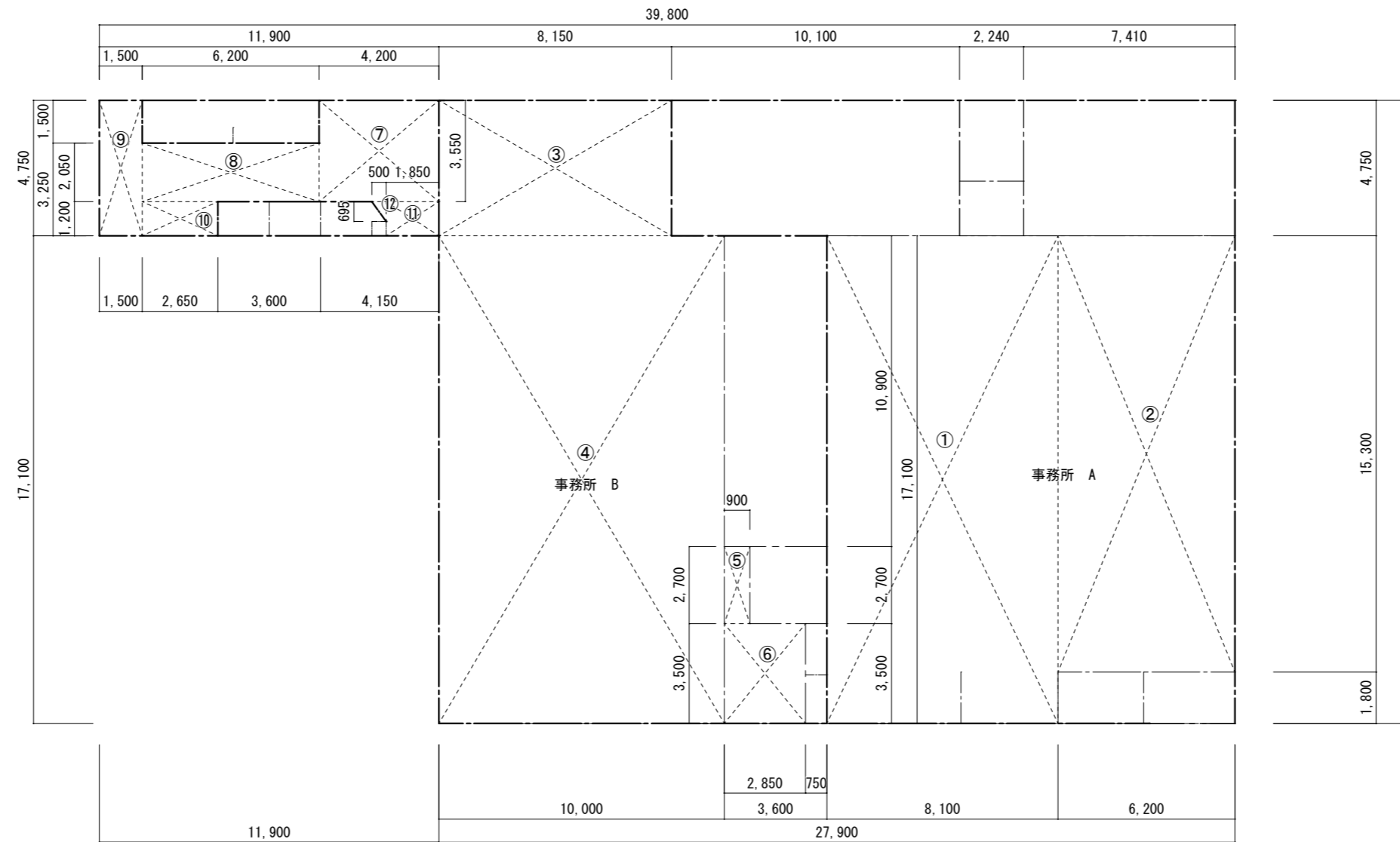
鹿角市
 KAZUNO CITY
 〒018-5292
 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 TEL 0186-30-0203(代)

DATE
 R 8. 4
 DESIGN
 DRAW

級建築士 登録 第 号

DRAWING TITLE
 天井伏図
 SCALE
 A2: S-1/100 A3: 71%

NO.
A-19



求積図 S=1/200

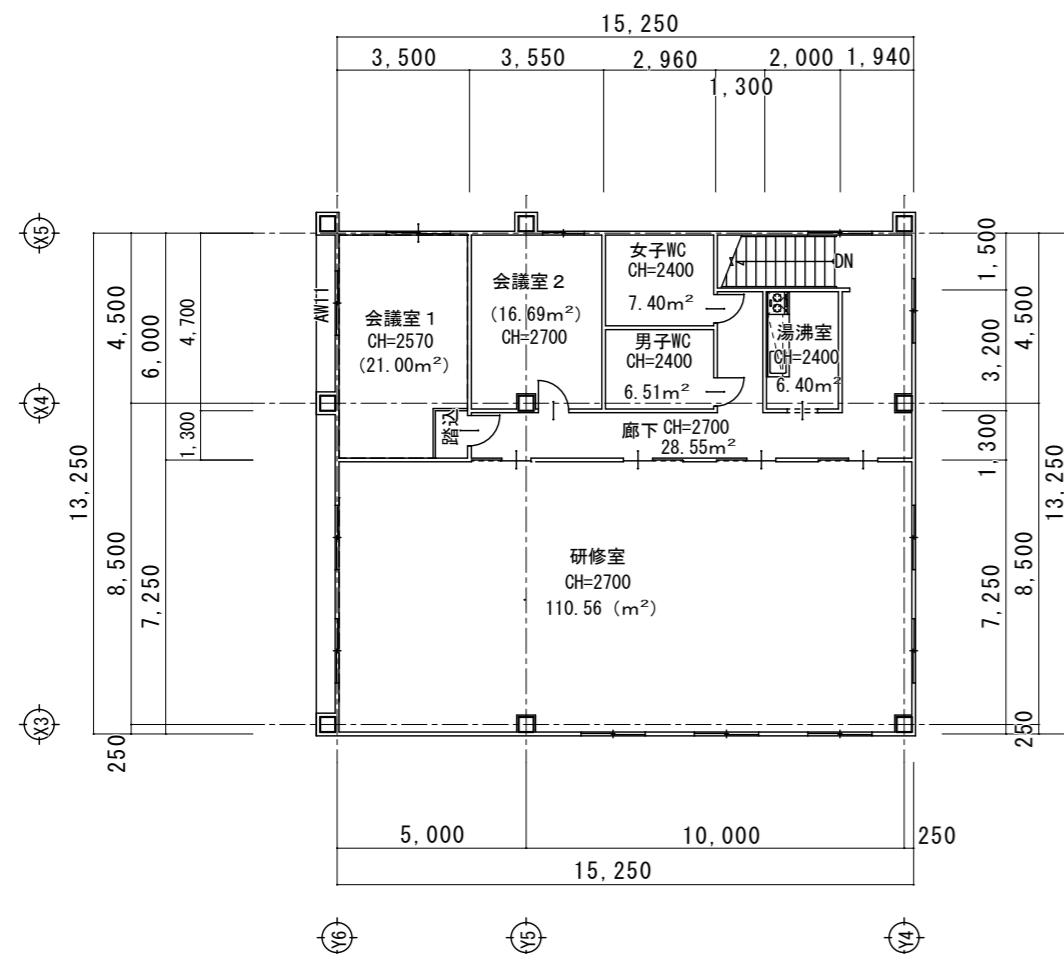
凡例	算式	(m ²)
①	8.100 × 17.1	= 138.510000
②	6.2 × 15.3	= 94.860000
③	8.15 × 4.75	= 38.712500
④	10.0 × 17.1	= 171.000000
⑤	0.9 × 2.7	= 2.430000
⑥	2.85 × 3.5	= 9.975000
⑦	4.2 × 3.5	= 14.700000
⑧	6.2 × 2.05	= 12.710000
⑨	1.5 × 4.75	= 7.125000
⑩	2.65 × 1.2	= 3.180000
⑪	1.85 × 1.2	= 2.220000
⑫	0.5 × 0.695 × 1/2	= 0.173750

事務所 A (m ²)	
①	138.510000
②	94.860000
計	233.370000

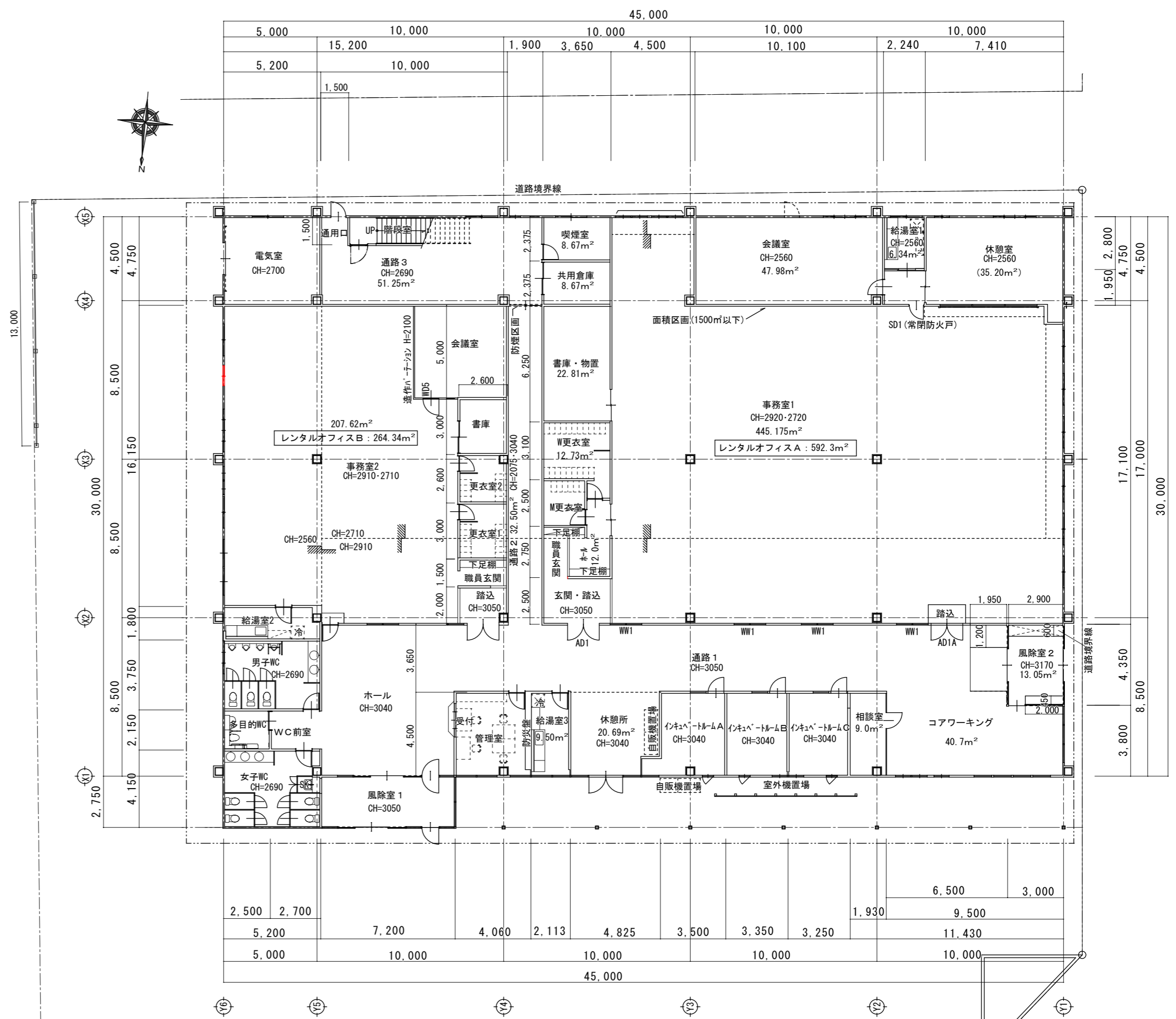
事務所 B (m ²)	
③	38.712500
④	171.000000
⑤	2.430000
⑥	9.975000
計	222.117500

通路3 (m ²)	
⑦	14.700000
⑧	12.710000
⑨	7.125000
⑩	3.180000
⑪	2.220000
⑫	0.173750
計	40.108750

■排煙・換気面積検討表															
室名	床面積 (m ²)	必要排煙面積 A × 1/50 (m ²)	有効排煙面積 (m ²)					必要換気計算 A × 1/20 (m ²)	有効換気面積 (m ²)						
			符号	W	H	箇所	計		符号	W	H	箇所	組	計	
事務所(A)	233.37	= 4.66474	KAW6	0.815	0.75	2	6	7.335	= 11.667	KAW6	0.815	0.75	2	6	7.335000
										AW1	0.85	1.45	1	6	7.395000
							7.335								14.730000
							4.665	< 7.335 OK							11.667 < 14.73 OK
事務所(B)	222.12	= 4.44424	AW1	1.13	0.775	3	2	5.2545	= 11.106	AW1	1.13	0.775	3	2	5.2545
											0.65	1.065	5	2	6.9225
															12.177000
							4.443	< 5.2545 OK							11.106 < 12.177 OK
通路3	40.10875	= 0.8021	KAW2	0.825	0.565	2	1	0.93225							
			AW9A	0.5	0.75	1		0.375							
								1.307250							
							0.802175	< 1.30725 OK							



既設2階平面図 S=1/200



既設1階平面図 S=1/200